

## 第3 災害応急対策等

1	北海道災害対策本部の活動状況	1
(1)	環境生活班	1
(2)	保健福祉班	3
(3)	応急仮設住宅(保健福祉班・建設班)	6
(4)	農政班	9
(5)	水産林務班	10
(6)	建設班	10
(7)	教育対策本部	14
(8)	災害警備本部(北海道警察)	15
○	北海道胆振東部地震に係る復旧・復興に向けた対応について	17
○	国への要望	24
○	道への要望	36
○	北海道議会意見書	46
2	関係機関等の活動状況	50
(1)	自衛隊	50
(2)	北海道総合通信局	54
(3)	北海道開発局	57
(4)	海上保安庁	58
(5)	全国消防長会北海道支部	59
(6)	日本赤十字社北海道支部	59
3	ボランティアセンターの活動状況	62
(1)	北海道災害ボランティアセンター	62
(2)	活動状況	62
4	救援物資の配付状況等	68
(1)	物資の備蓄・調達体制	68
(2)	物資の支援(プッシュ型・プル型)	69
(3)	物資配付の概要	69
5	応援職員の派遣	75
(1)	支援制度	75
(2)	道及び道内市町村からの支援	75
(3)	国、全国知事会等からの支援	79
6	大規模停電への対応	84
(1)	停電の復旧	84
(2)	節電要請	87

7	観光への対応 .....	98
(1)	観光客の受入体制 .....	98
(2)	外国人観光客に対する情報発信 .....	98
○	道内主要空港等における外国人観光客等の現況と対応 .....	99

# 第3

## 災害応急対策等



# 第3 災害応急対策等

## 1 北海道災害対策本部の活動状況

### (1) 環境生活班

地震による断水のほか、大規模停電による断水も発生し、応急給水を行うなど、様々な対応を行った。

○ 平成30年北海道胆振東部地震に関する水道施設の被害状況及び対応状況(平成30年9月26日 15:00時点)

ア 断水被害の概要

区 分	9月6日(木) 【地震発生日】	9月19日(水) 15:00時点	9月26日(水) 15:00時点
断水市町村数	13 振興局 45 市町村	2 振興局 3 市町	2 振興局 3 市町
断水戸数	57,221 戸以上	768 戸	353 戸
内 訳	水道施設被害	24,824 戸以上	768 戸
	停電が原因	32,397 戸以上	0 戸

イ 断水被害のある市町村の状況

振興局	市町村	地区	水道の種類	被害状況			応急給水等の対応状況	備考
				原因	状況	影響戸数(人数)		
石狩	札幌市	里塚配水池(清田区の一部)	上水道	水道管路の破損	断水	52 戸 最大断水戸数 16,049 戸	・応急給水実施中(個別対応) ・完全復旧は未定	断水解消には、道路・下水道等地域全体での復興に合わせて水道の整備を行う必要があることから、次回より断水戸数から除く。
胆振	安平町	早来地区 追分地区	上水道	水道管路の破損	断水	99 戸 最大断水戸数 3,593 戸	・浄水場再起動 ・町内9カ所 応急給水実施(町、自衛隊、日水協) ・一部地域 巡回給水開始(9/24～) ・早来地区 管路の漏水調査、修繕工事を 実施中 1,965 戸断水解消 ・追分地区 管路の漏水調査、修繕工事を 実施中 1,628 戸断水解消	9/7～9 先遣隊の道職員1名と 日水協道支部3名を派遣 9/10～13 道職員2名を派遣 9/13～21 道職員2名を派遣 9/24 道職員1名を派遣  9/9 日水協道支部では現地対策本部を設置(安平町役場内)
	厚真町	厚真地区	簡易水道	浄水場機能不全 水道管路の破損	断水	202 戸 最大断水戸数 1,969 戸	・町内11カ所 応急給水実施(自衛隊、日水協) ・富里浄水場(新設) 土砂に埋まり状況確認中 ・厚真地区 新町浄水場を再稼働(9/12) 管路の漏水調査、修繕工事を 実施中 989 戸断水解消(一部飲用制限) 25 戸は給水栓損壊 ・上厚真地区 上厚真浄水場に異常なし 全戸(753 戸)断水解消	9/12 日水協道支部では現地対策本部の分室を設置(厚真町役場内) 9/21 日水協道支部の現地対策本部を厚真町に移転

計 2 振興局 3 市町 353 戸

ウ 断水が解消・回避された市町村

振興局	市町村	地区	水道の種類	被害状況			対応状況	復旧状況
				原因	断水状況(期間)	影響戸数(人数)		
石狩	石狩市	花川北配水池地区	上水道	停電 自家発電設備故障	断水	不明	自家発電設備の復旧	断水解消
	江別市	上江別浄水場給水地区	上水道	停電	断水	23,500 戸 (51,000 人)	通電開始による	断水解消
	恵庭市		上水道	停電	断水	14 戸	通電開始による	断水解消
	札幌市	8 地区	上水道	停電	断水	108 戸	通電再開による	断水解消 (9/8 7:20)
後志	喜茂別町		簡易水道	停電	断水	35 戸	自家発電設備用燃料到着による	断水解消
	京極町		簡易水道	通電	断水	50 戸	—	断水解消
	余市町		上水道	通電	断水	50 戸	—	断水解消
	赤井川村		簡易水道	通電	断水解消 (9/7 0:00)	65 戸	—	断水解消
	小樽市	奥沢、北手宮、伍助沢	上水道	停電	断水	48 戸	通電再開による	断水解消 (9/7 23:00)
空知	栗山町		上水道	水道管破損	断水	不明	破損箇所修繕による	断水解消
	南幌町		上水道(長幌上水道企業団)	水道管破損	断水	不明	破損箇所修繕による	断水解消
	三笠市		上水道	停電	断水	100 戸	通電再開による	断水解消
	沼田町		上水道	停電	断水	戸数不明	通電再開による	断水解消



### 第3 災害応急対策等

#### (2) 保健福祉班

##### ア 医療関係

9月26日16:00時点

機関等	対応状況
災害拠点病院 (34 機関)	すべての病院が災害拠点病院として対応中。 なお、すべての病院が通電済。
その他の医療機関 (約 900 機関)	電源、燃料、水など医療機能の維持に必要な支援を実施。
人工透析患者	道内 120 の透析実施医療の患者受入等について調整済。
在宅酸素療法及び 人工呼吸療法患者	停電による在宅酸素濃縮器使用者等の状況について、市町村、 医療機器メーカーと連携し、確認、調整を実施。
医薬品等	卸売業者からの供給については支障なし

##### イ 福祉関係

胆振、日高の一部の施設を除き、高齢者施設、障がい者施設、児童関係施設ともに大きな被害がないことを確認。

なお、厚真町の高齢者と障がい者の併設施設（1F：高齢、2F：障がい）については、地盤沈下等による本体施設の傾斜・亀裂・スプリンクラー破損による浸水などがあったため、入所者 111 名が別の社会福祉施設等に一時、退避した。

##### ウ 人的支援

種別	派遣先	派遣期間	チーム、人数	派遣元
DMAT (災害派遣医療チーム)	胆振、札幌、後志、道南、道北、オホーツク、十勝、釧根	9/6～9/10	28 チーム	道内 21 医療機関
	胆振、札幌、道南	9/7～9/8	5 チーム	青森県内 5 医療機関
	札幌	9/7～9/9	4 チーム	秋田県内 4 医療機関
	胆振、札幌	9/7～9/9	6 チーム	岩手県内 6 医療機関
	札幌	9/7～9/9	4 チーム	宮城県内 4 医療機関
	胆振	9/7～9/9	6 チーム	山形県内 6 医療機関
	胆振、札幌	9/7～9/9	5 チーム	福島県内 5 医療機関
	胆振、札幌	9/7～9/10	9 チーム	新潟県内 4 医療機関
			67 チーム	※ 1 チーム 4～6 名 約 340 名
JMAT (日本医師会災害派遣医療チーム)	胆振管内	9/9～9/15	1 チーム	勤医協中央病院
	胆振管内	9/9～9/11	1 チーム	手稲溪仁会病院
	胆振管内	9/11～9/16	1 チーム	手稲溪仁会病院
	胆振管内	9/11～9/16	1 チーム	北海道大学病院
	胆振管内	9/13～9/15	1 チーム	市立釧路総合病院
	胆振管内	9/14～9/18	1 チーム	北海道医療センター
	胆振管内	9/14～9/17	1 チーム	札幌医科大学病院
	胆振管内	9/14～9/15	1 チーム	市立函館病院
胆振管内	9/14～9/17	1 チーム	網走厚生病院	

種別	派遣先	派遣期間	チーム、人数	派遣元
	胆振管内	9/15～9/18	1チーム	札幌医科大学病院
	胆振管内	9/15～9/20	1チーム	北見赤十字病院
	胆振管内	9/16～9/18	1チーム	手稲溪仁会病院
	胆振管内	9/18～9/20	1チーム	札幌医科大学病院
	胆振管内	9/16～9/18	1チーム	市立千歳市民病院
	※上記は主なもの		54チーム	※1チーム4～6名 326名
DPAT (災害派遣精神医療チーム)	胆振管内	9/7～9/11	8人	秋田県チーム 岩手県チーム
	胆振管内	9/11～9/15	4人	道立緑ヶ丘病院ほか
			12人	
医師等の派遣	厚真町、 安平町	9/11～9/17	8人	保健福祉部 胆振、檜山、上川、オ ホーツクの各(総合) 振興局
DCAT (災害派遣ケアチーム)	厚真町	9/10～9/30	30人	関係法人
	厚真町、安平町	9/10～9/30	39人	関係法人
	厚真町、安平町	9/10～9/30	3人	北海道社会福祉協議 会
			72人	

- (ア) DMAT (災害派遣医療チーム)  
9月10日をもって各地域の活動拠点本部は全て撤収し、JMAT等による医療救護活動へ移行。
- (イ) JMAT (日本医師会災害派遣医療チーム)  
避難所における医療ニーズの低下に伴い、9月18日をもって救護所の設置が終了し、JMATについても9月24日をもって全て撤収。  
撤収後は地域の医療機関による一般診療等で対応。  
なお、JRAT (北海道災害リハビリテーションチーム)についても9月20日をもって撤収。
- (ウ) DPAT (災害派遣精神医療チーム)  
9月15日をもって撤収し、心のケア活動に移行。
- (エ) 心のケアチーム (精神科医、保健師、看護師、心理職等)  
9月15日 現地調整本部を厚真町総合福祉センター内に設置  
9月15日～ 心のケアチームが胆振管内にて活動。(H30.11.30 活動終了)  
9月17日～ 子どもの心のケア班(精神科医等)が活動  
(H31.3.3 活動終了)
- (オ) 医師等の派遣  
9月11日～ 道立保健所等の医師・獣医師・保健師等6名のチームを編成・派遣し、厚真町及び安平町で活動。(H30.9.17 活動終了)  
9月14日～ 道立保健所等の医師・薬剤師・歯科衛生士・栄養士等を苫小牧保健所に派遣。(H30.10.31 活動終了)
- (カ) 歯科医師等の派遣

### 第3 災害応急対策等

9月24日をもって北海道歯科医師会（北海道医療大学を中心とした歯科医師及び歯科衛生士のチーム）の活動を終了し、活動終了後は地域の歯科医療機関において対応。

(キ) 健康相談班の派遣

保健師等チームを被災地に派遣し、避難者の健康相談等を実施。

自宅滞在者についても、高齢者等の要配慮者を中心に家庭訪問により健康状況等を把握。

派遣元	派遣期間	派遣人数
道立保健所等	9/7～9/19	計44人
仙台市	9/11～9/27 10/22～10/31	3人×5班
青森県	9/11～10/9	3人×6班
福島県	9/12～10/9	3人×6班
岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、川口市	9/14～10/31	各3～4人 ×21班
秋田県、山形県、群馬県	9/20～11/13	各3～4人 ×17班
栃木県、船橋市	10/10～10/21	3名×2班
柏市	10/21～10/31	3名×2班
北海道看護協会（災害支援ナース）	9/13～10/10	62人
		316人

(ク) DCAT(災害派遣ケアチーム)の派遣

9月10日～ 避難所(厚真町、安平町)

北海道社会福祉協議会から統括責任者1名

関係法人から介護職員、社会福祉士及び作業療法士

計72名を順次派遣。

(ケ) 事務職員の派遣

月 日	派遣先	派遣人数等	目 的
9月9日 ～24日	厚真町、安平町、 むかわ町	保健福祉部 主幹3名	住民意向調査や空き住宅の確認など 住宅対策に係る各町との調整
9月7日 ～24日	苫小牧保健所	保健福祉部 主幹2名	市町村支援

#### エ 避難者支援

支援項目	月 日	支 援 内 容
エコノミークラス 症候群の予防	9月7日	注意喚起のため、報道発表。
		避難所等に訪問する保健師の健康相談班などが 啓発チラシを配付し、注意喚起を積極的に実施。
避難所における 食中毒予防	9月7日	各避難所における食中毒予防に係る衛生指導の 実施について、各保健所に連絡。
	9月8日 15時～96時間	室蘭保健所及び苫小牧保健所管内に食中毒警報 発令
入浴及び宿泊等の 支援	9月9日	被災者に対する入浴及び宿泊等の支援について 関係団体に協力を要請
	9月10日～	苫小牧市内4施設で順次、避難者に対する無料

支援項目	月 日	支 援 内 容
		入浴実施。
	9月8日～	安平町内2施設で避難者に対する無料入浴実施。
	9月8日～	むかわ町内3施設で順次、避難者に対する無料入浴実施。

オ 国民健康保険等関係

9月7日 被保険者証等を紛失した場合等の受診の取扱い及び被災被保険者に係る国民健康保険料(税)等に係る減免等の取扱いについて市町村等に通知。

(3) 応急仮設住宅(保健福祉班・建設班)

ア 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与の流れ



### 第3 災害応急対策等

#### イ 被災地域の状況

##### (ア) 厚真町、安平町、むかわ町

月日	対応状況
9月10日	保健福祉部において現地入りし、それぞれの町と協議を行った。厚真町については建設部も同行。
9月11日	住民意向調査、空き住宅の確認、応急仮設住宅の必要性など住宅の確保に向けた活動を開始
9月15日	3町長と今後の進め方について協議
9月16日	当面の方針※を3町と合意
9月18日	1期工事建設戸数、型式等決定。 10月末の完成を目指す
9月19日 現在	3町では、必要総戸数の確定に必要な住家調査、住民意向調査を順次実施中。戸数確定後、2期工事として建設に着手。

##### ※ 対応方針

- ・ できる限り早期に、住居を失った方々への住宅を供給するため、応急仮設住宅の必要戸数確定前に一部着工（1期工事）し、被災住民の意向を把握後、2期工事を行うなど、段階的に整備。
- ・ 3町における1期工事建設戸数、型式等を、町と協議し、早急に推計。（型式は、1DK・2DK・3Kの3種類）
- ・ 2期工事については、住家調査や住民意向調査後に建設総戸数を確定、早期に建設。

##### (イ) 札幌市、北広島市

月日	対応状況
9月9日	札幌市と協議、意見交換、助言を行った。 道から市へ応急仮設住宅の建設等に係る事務について事務委任済。
9月11日	北広島市と協議、意見交換、助言を行った。 道から市へ応急仮設住宅の建設等に係る事務について事務委任済。
9月16日	両市とも市営住宅と民間賃貸住宅（みなし仮設）で対応すると確認

##### (ウ) 上記(ア)、(イ)以外の全市町村

- 9月10日 各（総合）振興局（保健所）を通じ、住家被害の状況、住宅対策の必要性等の調査を開始
- 9月16日 応急仮設住宅供与の必要なし

ウ 応急仮設住宅の供給

(ア) 建設型応急仮設住宅

○ 建設戸数等

(単位：戸)

3町	建設戸数		建設地区(注)	型式		
	1期	2期		1DK	2DK	3K
厚真町	85	68	厚真地区(129)、上厚真地区(24)	28	74	51
安平町	20	10	早来地区(17)、追分地区(13)	7	12	11
むかわ町	25	—	鶴川地区(25)	5	15	5
計	130	78	計 208 戸	40	101	67

(注) 建設地区 厚真町：厚真地区(表町公園、厚真高校、本郷小公園、本郷通り、京町公園、新町)

上厚真地区(上厚真近隣公園、鹿沼)

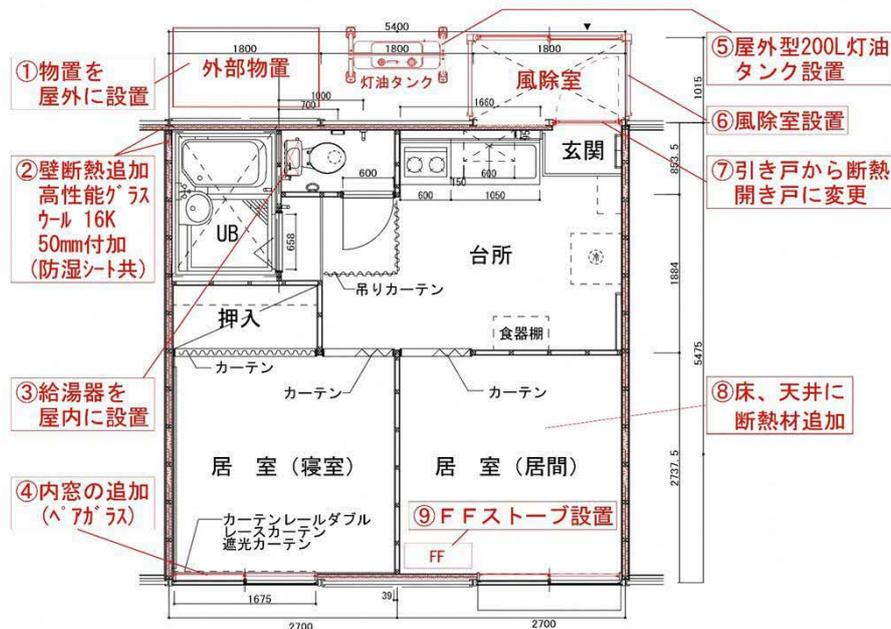
安平町：追分地区(追分白樺)

早来地区(早来北進)

むかわ町：鶴川地区(大原2丁目)

1DK：単身世帯用 21.7 m<sup>2</sup> (6坪タイプ)  
 2DK：2人世帯用 31.4 m<sup>2</sup> (9坪タイプ)  
 3K：3人以上世帯用 41.5 m<sup>2</sup> (12坪タイプ)

- ・ 住戸内は基本段差無しで、浴室等の段差部分やトイレに手すりを設置。
- ・ 住戸入口には、必要に応じてスロープ等を設置。
- ・ 車いす用住戸は、必要に応じ対応。
- ・ 寒冷地仕様(風除室の設置、断熱材の追加や断熱建具の採用、FFストーブ設置など)



### 第3 災害応急対策等



F F ストープ



風除室、灯油タンク、外部物置

#### (イ) 福祉仮設住宅

町	建設地区	設置箇所	入居予定者等	進捗状況
厚真町	厚真地区	1カ所	特養 60名、障がい者施設 48名 (住居棟 12名×1棟+24名×4棟、 集会所 1棟)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10/25 工事着手</li> <li>・ 12/28 工事完成</li> </ul>
安平町	追分地区	1カ所	特養 36名 (住居棟 12名×3棟、集会所 1棟)	

<福祉仮設住宅とは>

高齢者や障がい者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、そうした方々が利用しやすい構造及び設備を有する災害救助法に基づく応急仮設住宅

#### (ウ) 借上型応急仮設住宅

入居決定数 189件(民間賃貸住宅の契約件数)

(札幌市(94)、北広島市(20)、厚真町(18)、安平町(48)、むかわ町(6)、日高町(3))

なお、道では道営住宅を応急的な住宅として被災地周辺の272戸を提供する準備を整え、9月8日から受付を開始した。

### (4) 農政班

#### ア 営農再開に向けた地域の取組

H30. 9～ 「技術対策プロジェクトチーム」

胆振総合振興局(農務課・普及センター本所、東胆振支所)、農政部技術普及課で構成し、厚真町・安平町・むかわ町での営農技術指導を実施。

H30. 10～ 「災害対策プロジェクト」(とまこまい広域農業協同組合が設置)

胆振総合振興局(農務課・普及センター・農村振興課)が参画・連携し、地域が取り組む復旧・復興をバックアップ。

#### イ 道の技術職員の派遣

H30. 10～12 被害調査や災害査定申請業務の円滑な実施に取り組む。

延べ855人を派遣。

(5) 水産林務班

ア 森林・林業被害

- 9月 北海道森林管理局と合同でヘリコプターにより被害の概要を把握。  
 航空レーザ測量により被害の状況の把握。  
 大型土のうの設置、不安定な土砂、倒木の撤去など応急対策を実施。
- 9月18日 山地災害復旧チームを胆振総合振興局森林室(苫小牧)に設置  
 (森林管理局や各振興局の職員による治山の専門チーム)
- 9月21日 復旧事業担当部と協力事業者等が参画する被害木の搬出・有効利用に係る検討会議を開催。  
 被害木の円滑な搬出や有効利用に向けて調整し、関係機関や団体等が連携して被害木を搬出し、土場へ集積。  
 10月には二次被害・森林病虫害の発生防止等のため森林整備事業により林内の被害木を伐採・搬出に着手

イ 被災市町村への道の職員派遣

H30.11.19～ 技術職員(林道の設計・発注、現場管理等)を厚真町に派遣

(6) 建設班

ア 道道

上幌内早来停車場線(厚幌ダム、厚真ダムへの連絡路)では、12カ所の土砂崩れが発生したことから、発災直後より自衛隊や開発局の協力を得て、啓開作業を行った。作業は市街地に近い4カ所の崩落土砂を道で撤去したのち、5カ所目以降は人命救助と並行作業となるため、自衛隊にて作業を実施した。

なお、国が所管している厚真ダムへの道路確保のため、一部は北海道開発局で啓開作業を実施した。

また、通行止めとなっている道道の区間や被災の状況等について、9月13日からホームページで公表することとした。

○ 平取厚真線(宇隆地区)

道路に大きな段差が発生

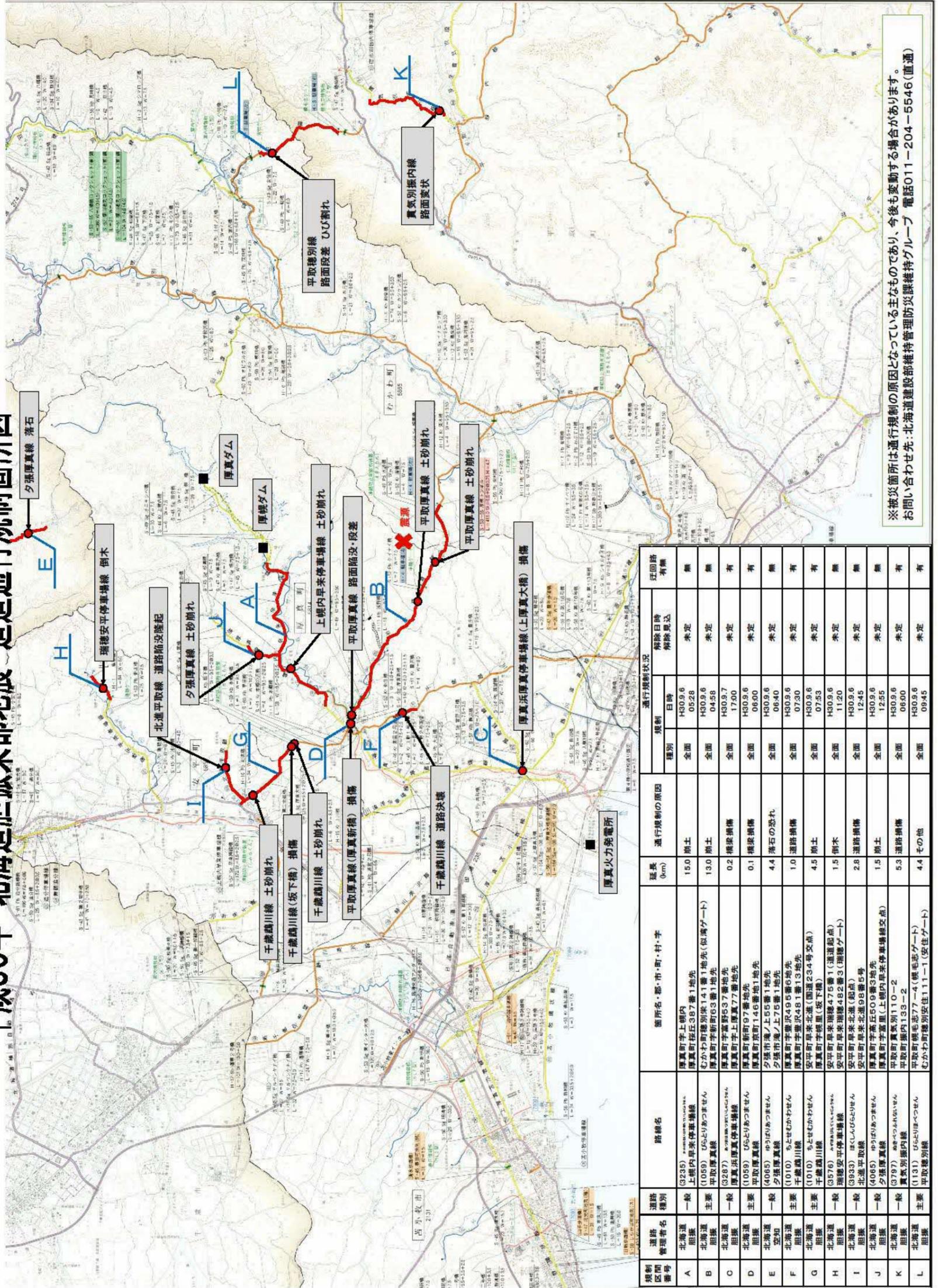


応急工事により通行を確保



平成30年 北海道胆振東部地震 道道通行規制箇所図

平成30年9月13日 15:00現在



規制区間番号	道路管理番号	道路種別	路線名	箇所名・郡・市・町・村・字	延長(km)	通行規制の原因	通行規制状況		迂回路の有無
							種別	解除日時	
A	北海道 胆振	一般	(3235) 旭川厚真線	厚真町字上磯内 厚真町字上磯内 厚真町字上磯内	15.0	陥土	全面	H30.9.6 05:28	無
B	北海道 胆振	主要	(1059) ひぐしあつせん 平取厚真線	むかわ町種別141番1地先(似瀧分一ト) 厚真町字新町63番1地先	13.0	陥土	全面	未定	無
C	北海道 胆振	一般	(3287) 旭川厚真線	厚真町字厚野537番地先	0.2	橋梁損傷	全面	H30.9.7 未定	有
D	北海道 胆振	主要	(1059) ひぐしあつせん 平取厚真線	厚真町字厚野537番地先 厚真町字厚野537番地先	0.1	橋梁損傷	全面	H30.9.6 06:50	有
E	北海道 空知	一般	(4065) 中平厚真線	夕張市厚野上55番1地先 夕張市厚野上75番1地先	4.4	落石の恐れ	全面	H30.9.6 06:40	無
F	北海道 胆振	主要	(1010) ちとせかわせん 千歳鶴川線	厚真町字厚野495番6地先 厚真町字厚野481番13地先	1.0	道路損傷	全面	H30.9.6 07:30	有
G	北海道 胆振	主要	(1010) ちとせかわせん 千歳鶴川線	安平町厚野北道(国道234号交点) 厚真町字厚野(坂下橋)	4.5	陥土	全面	H30.9.6 07:53	有
H	北海道 胆振	一般	(3576) 旭川厚真線	安平町厚野北道475番1(道道起点) 安平町厚野北道482番3(種別分一ト)	1.5	陥土	全面	H30.9.6 11:20	無
I	北海道 胆振	一般	(3933) ほくしんあつせん 北進平取線	安平町厚野北道(国道234号交点) 安平町厚野北道98番5号	2.8	道路損傷	全面	H30.9.6 12:45	無
J	北海道 胆振	一般	(4065) 中平厚真線	厚真町字厚野509番3地先 厚真町字厚野(上磯内早来停車場交点)	1.5	陥土	全面	H30.9.6 12:55	無
K	北海道 胆振	一般	(3797) 旭川厚真線	平取町厚野北道110-2 平取町厚野北道133-2	5.3	道路損傷	全面	H30.9.6 08:00	有
L	北海道 胆振	主要	(1131) ひぐしあつせん 平取厚真線	平取町厚野北道77-4(備毛分一ト) むかわ町種別111-1(安住分一ト)	4.4	その他	全面	H30.9.6 09:45	有

※被災箇所は通行規制の原因となっている主なものであり、今後も変動する場合があります。お問い合わせ先:北海道建設維持管理防災課維持グループ 電話011-204-5546(直通)

イ 河川

厚真川では、土砂崩れにより3カ所で河道埋塞が発生し、自衛隊や開発局の協力を得て、発災直後より河道確保作業を実施し、土砂崩れ3カ所のうち1カ所は人命救助と並行作業となることから自衛隊にて作業を実施。

檜山橋付近については、9月12日までに作業が完了。残る2カ所については、9月12日から降雨等に備え、土砂の流入を防ぐための大型土のうの設置や掘削土砂の搬出等の作業を実施。



河道埋塞①（檜山橋付近）



平成30年9月7日15時頃



平成30年9月11日埋塞土砂の除去作業完了

河道埋塞②（幌内橋付近）



平成30年9月6日 13時頃



平成30年9月12日15時頃

### 第3 災害応急対策等

#### 河道埋塞③（コブシ橋付近）



平成30年9月7日 13時頃



平成30年9月12日 16時頃

一定規模の河道は確保されたが、今後の降雨等に備え引き続き河道掘削作業を継続。

なお、厚真川の河道確保作業のため放流を停止していた厚幌ダムについては、9月18日より放流を再開した。以降、順調に放流を継続中であり、9月25日より段階的に放流量を増加し、今後も状況を見て増加していくこととなった。

#### ウ 被災箇所における建設機械の配備台数

道道や町道の土砂崩れ箇所の啓開作業、河川が土砂により埋塞している箇所の河道確保作業に、地元建設業協会や自衛隊の協力を得て建設機械の配備を増強。

(単位 台)

月日	道・国 (建設業協会)	自衛隊	計
9月6日	43	21	64
9月7日	54	32	86
9月8日	72	32	104
9月9日	90	72	162

※ 厚真川、道道上幌内早来停車場線など

※ 建設機械は、油圧ショベル等

#### エ 下水道施設に被災を受けた町に対する調査支援

地震により下水道施設に被災を受けた厚真町や日高町、安平町から、職員不足により調査に対応できないため、道に対し支援の要請があり、下水道施設の迅速な復旧に向け調査を実施した。9月6日～7日に派遣した先遣隊において詳細調査が必要な箇所を特定し、9月11日から旭川市、函館市の職員とともに管渠の本格調査に入った。

なお、平成30年3月に締結した災害時の支援協力に関する協定のに基づき、公益社団法人 日本下水道管路管理業協会並びに一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会北海道支部も同行した。

9月11日 11時時点

振興局名	市町村名	調査実施日	調査内容	派遣自治体	派遣延べ人数
胆振	厚真町	9月11日～12日	被災管渠調査	北海道 函館市	8
日高	日高町	9月12日～13日	被災管渠調査	北海道 旭川市	7
胆振	安平町	9月13日	被災管渠調査	北海道	6
計					21

(派遣延べ人数には上記協会を含む)

(7) 教育対策本部

ア 北海道教育委員会の対応

月日	対応状況等
9月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教育局の通信手段、被害状況等把握</li> <li>学校等の被害状況等集約</li> <li>全公立学校へ臨時休校指示・要請 (道立学校：指示、市町村立学校：要請)</li> <li>北海道臨床心理士会にスクールカウンセラーの派遣依頼</li> <li>給食物資不足に備え、(公財)北海道学校給食会に在庫状況等確認</li> <li>学校給食再開に向けた留意事項を通知 「平成30年北海道胆振東部地震における学校給食等の再開について」</li> </ul>
9月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校再開に向けた教育活動、学校行事、部活動等の留意事項を通知 「学校の臨時休業について」 「平成30年北海道胆振東部地震における学校再開に向けた適切な対応について」 「平成30年北海道胆振東部地震における児童生徒の健康・安全について」</li> </ul>
9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定士派遣開始</li> <li>文部科学省被災状況確認調査(～12日)</li> <li>スクールカウンセラー派遣開始(SCによる講話、教職員面談等)</li> </ul>
9月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーの児童生徒に対する対応開始</li> </ul>

イ 公立学校の臨時休校の状況

校種 月日	小 1,038校	中 577校	義務 5校	高 229校	中等 2校	特支 70校	計 1,921校	休校 割合	摘要 (影響範囲)
9/6(木)	991	545	5	227	2	70	1,840	95.7%	14管内
7(金)	917	502	4	217	2	70	1,712	89.1%	14管内
10(月)	110	23	1	15	1	30	180	9.4%	10管内
11(火)	10	7	0	5	0	10	32	1.7%	8管内
12(水)	9	6	0	3	0	3	21	1.0%	4管内
13(木)	6	5	0	3	0	0	14	0.7%	厚真町 安平町 むかわ町
14(金)	5	4	0	3	0	0	12	0.6%	厚真町 安平町 むかわ町
18(火)	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	—

### 第3 災害応急対策等

#### ウ 公立学校施設の被害状況(平成30年11月20日現在)

区分	校数等	被害額	主な被害
道立	30市町・60校	19億8千万円	○内外壁のひび割れ・亀裂 ○床・廊下の歪み・ひび割れ ○天井材・照明の落下 ○ガラスの破損
<b>厚真・安平・むかわ 4校・14億4千万円</b>			
市町村立	21市町・279校	37億8千万円	
<b>厚真・安平・むかわ 15校・19億1千万</b>			

#### エ 復旧対策(平成30年11月20日現在)

##### (7) 特に被害が大きい施設

区分	対象施設	状況	対応
市町村立	安平町立追分小	<b>校舎・体育館 使用不可</b>	追分中校舎で授業
	安平町立早来中		早来公民館で授業
	安平町立追分中	<b>体育館 使用不可</b>	校舎内のホール等を 活用して授業
	むかわ町立穂別小・宮戸小		
道立	追分高校		

##### (4) 今後の予定

区分	対象施設	対応
市町村立	安平町立追分小、追分中	3学期(H31.1月)に復旧 予定
	安平町立早来中(仮設校舎建設)	
	むかわ町立穂別小・宮戸小の体育館	H31年度以降の復旧に向 け調査中
道立	追分高校体育館	

#### オ その他の支援(厚真・安平・むかわ町)

##### (7) 児童生徒の心のケア

北海道教育委員会がスクールカウンセラーの派遣を通じて児童生徒の心身の状況を把握。

また、小・中学校等に対し、平30年度中のスクールカウンセラー定期派遣を継続。

##### (4) 長期間の休業による学習の遅れ等の対応

授業準備等の補助を行うスクールサポートスタッフを小・中学校に配置

#### (8) 災害警備本部(北海道警察)

平成30年9月9日現在の状況は次のとおりです。

##### ア 体制

##### (7) 指揮体制

警察本部に災害警備本部（本部長以下 214 人）、4 方面本部及び 66 警察署にそれぞれ災害警備本部等を設置

(イ) 警備部隊

約 8,600 人、ヘリ約 10 機

うち、広域緊急援助隊など 12 都県警察から約 400 人の受援

【主な部隊】（数字は概数）

部隊名	延べ人数	1日最大人数
救出救助部隊	1,150	400
道警察	500	180
特別派遣	650	300
生活安全部隊	100	30
捜査部隊	150	60
特別自動車警ら隊	90	40
道警察	50	20
特別派遣	40	20
特別交通部隊	210	70
道警察	40	10
特別派遣	170	60

イ 主な災害警備活動

(ア) 救出救助活動

9月6日以降、厚真町内で安否不明者の救出救助を実施

【安否不明者数】1名（9日13時時点）

(イ) 交通対策

- ・ 交通信号機（全道約1万3,000基）の滅灯に伴い交通整理を実施
- ・ 9日7時50分時点で全て復旧

【交通整理に従事した警察官】

4日間延べ約1,800人（最大時約1,300人）

(ウ) 被災者支援

- ・ 避難所における防犯対策、相談対応

生活安全隊女性隊（通称「はまなす隊」）等により、厚真町等に開設された避難所を巡回し、相談への対応や防犯指導を実施した。

【要望等の受理状況】46件（8日現在）

（主な相談内容）

- ・ 生活物資に関するもの 30件
- ・ 避難所に関するもの 6件
- ・ 留守宅のパトロール強化に関するもの 1件
- ・ その他（災害情報の提供に関するものなど） 9件

(エ) 流言飛語への対応

28件の投稿を把握し（9日13時時点）、当該内容に応じて関係機関に情報提供した。

### 第3 災害応急対策等

#### ○ 北海道胆振東部地震に係る復旧・復興に向けた対応について

H30.11.6 現在

項 目	措 置 状 況																	
<p>1 総務班</p> <p>(1) 住家被害（全壊、半壊、一部損壊）への対応</p> <p>○ 被災者生活再建支援制度 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金(国が支援金の1/2補助)として、「全壊」や「大規模半壊」などに対し、最大300万円を支給。</p> <p>○ 住家被害見舞金 道単独の制度として、自己所有の家屋に入居し被災した世帯主に対して「全壊」20万円、「半壊」10万円を支給するほか、借家に居住し被災した世帯主に対して「全半壊」6万円を支給。</p> <p>(2) 人的被害（死者・負傷者）への対応</p> <p>○ 災害弔慰金等 災害により被災した道内居住者に対し、災害弔慰金等を支給。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">死亡者</th> <th style="text-align: center;">重傷者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害応急対策業務従事者の被災者</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の被災者</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 住民避難（避難所運営等）への対応</p> <p>○ 4市町（北広島市、厚真町、むかわ町、安平町）で10カ所の避難所に329人が避難。</p> <p>○ 応急仮設住宅（1期分）への入居により、11月以降は避難所への避難者は減少する見込み。</p> <p>○ 被災3町では、避難所運営に係るマンパワーが不足しており、道職員の派遣により対応。</p> <p>(4) 道施設（庁舎、立木等）被害への対応</p> <p>○ 立木倒木などへの対応については、各所属において、対応済。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被害件数</th> <th style="text-align: center;">被害額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3件</td> <td style="text-align: center;">1,138千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 庁舎被害（窓ガラス破損、灯油タンク倒壊など）への対応については、各所属から建設部に修繕依頼を行っており、現在対応中。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被害件数</th> <th style="text-align: center;">被害額(概算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">45件</td> <td style="text-align: center;">42,753千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 私立学校施設被害への対応</p> <p>○ 被災した私立学校施設（幼・小・中・高）の復旧に当たっては、国（文部科学省）の私立学校施設災害復旧事業により対応（激甚法第17条第1項）</p> <p>○ 私立専修学校及び各種学校は、私立学校施設災害復旧事業の対象外であることから、国（文部科学省）に対し補助制度の創設を要望（東日本大震災や熊本地震と同様の措置）</p> <p>(6) 私立学校被災児童生徒への対応</p> <p>○ 被災し就学の継続が困難となる児童生徒の就学機会を確保する必要があることから、私立高等学校等の授業料等の減免を行う国（文部科学省）の「被災児童生徒就学支援等事業」の対象とするよう要望（東日本大震災や熊本地震と同様の措置）</p>	区分	死亡者	重傷者	災害応急対策業務従事者の被災者	20万円	10万円	上記以外の被災者	10万円	5万円	被害件数	被害額	3件	1,138千円	被害件数	被害額(概算)	45件	42,753千円	<p>○ 胆振東部地震では、道内全ての市町村（9/26）が適用になっていることから、被災世帯からの申請（市町村・道経由）に基づき、被災者生活支援金を支給。（支給事務は、被災者生活再建支援法人が実施。）</p> <p>○ 被災者生活再建支援制度に関し、平成30年北海道胆振東部地震に関する緊急要望として、「今回の地震による被害実態を踏まえ、被災者への支援を国による特別な負担により対応するとともに、被災者生活支援制度の支給拡大について検討」を国に要望した。</p> <p>○ 被災した市町村長からの被害状況等の報告に基づき、支給対象者に見舞金を支給する。</p> <p>○ 被災した市町村長からの被害状況等の報告に基づき、お亡くなりになられた方のご遺族又は重傷を負われたご本人に対し弔慰金等を支給する。</p> <p>○ 避難所運営支援として、被災3町に道職員を派遣。</p> <p>○ 避難生活が長期化していることから、エコノミー症候群の予防に向けたリーフレットを作成・掲示。</p> <p>○ 避難所の廃止に伴う、道職員派遣の終了。（12月）</p> <p>○ 施設被害への対応については、年度内に処理及び修繕を完了する。（既決予算により対応）</p> <p>○ 文部科学省と調整・協議しながら対応中 ・ 11月中旬 事業計画書取りまとめ（文科省） ・ 11月下旬～事業計画の審査・現地調査（文科省）</p> <p>○ 引き続き、国に要望</p> <p>○ 引き続き、国に要望</p>
区分	死亡者	重傷者																
災害応急対策業務従事者の被災者	20万円	10万円																
上記以外の被災者	10万円	5万円																
被害件数	被害額																	
3件	1,138千円																	
被害件数	被害額(概算)																	
45件	42,753千円																	

項 目	措 置 状 況
<p>(7) 被災納税者に対する道税の軽減措置</p> <p>○ 被災した納税者について、道税の減免措置等を講じ、税制面から支援</p>	<p>○ 被災納税者に対する道税の軽減措置については、道税条例において、道税の減免や申告期限の延長、徴収猶予などを設けているが、この度の地震による甚大な被害を考慮し、次のとおり特例措置を講じた。</p> <p>◇ 被災した自動車に代わる自動車を被災後6月以内に取得した場合について、自動車取得税を減免。</p> <p>◇ 「厚真町」、「安平町」及び「むかわ町」の全域を対象に、道税に関する申告や納税などの期限を自動的に延長。(国税についても同様の措置)</p> <p>・ 今後国税の期限の指定に併せ、道税の期限を告示。</p> <p>○ 上記の軽減措置等については、報道発表や道税のホームページに掲載するとともに、納税通知書などの文書を送付する際に、リーフレットを同封するなどして周知を徹底。</p> <p>○ 相談窓口となる(総合)振興局又は道税事務所に対しては、被災納税者に対する道税の軽減措置等の対応を適切に行うよう指示。</p>
<p>2 環境生活班</p> <p>(1) 厚真町富里浄水場の復旧について</p> <p>○ 富里浄水場の復旧(事業主体;厚真町)に当たっては、安全確保の観点から、裏山の残留土塊の除去を含む急傾斜地崩壊対策事業の実施(事業主体;道建設部)が不可欠。</p> <p>○ 富里浄水場が再稼働するまでの間は、厚真町では旧浄水場(新町浄水場)を再稼働させて給水を実施していく。</p> <p>(2) 災害廃棄物の処理</p> <p>○ 災害の規模が大きく、膨大な量の廃棄物が発生し被災市町村自ら処理することが困難であり、広域的な処理や廃棄物処理事業者団体との連携・協力が必要。</p> <p>○ 被災市町村においては、現在実施している災害廃棄物の処理に関し、今後、国の補助事業の活用に向けた相当量の事務量が想定されるが、実施に当たっての職員体制は十分でなく、円滑な事務処理に向けた、引き続きの支援が必要。</p>	<p>○ 厚真町が富里浄水場の本復旧(機械類、水道管、土地の修復等)を早期に実施できるよう、裏山の残留土塊の除去を含む急傾斜地崩壊対策事業を行う道建設部と調整を実施中。</p> <p>○ 富里浄水場復旧のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成31年3月まで 被災状況調査、復旧工法の検討等(町)</li> <li>・ 平成31年4月予定 国による災害査定を受検(町)</li> <li>・ 令和元年5月予定 裏山の残留土塊の除去等(道建設部)</li> <li>富里浄水場の復旧工事の開始(町)</li> <li>・ 令和2年中 富里浄水場の再稼働(町)</li> </ul> <p>○ 道としては、厚真町が早期に災害補助を活用して富里浄水場を再稼働できるよう、国や町との調整を引き続き実施していく。</p> <p>○ 災害廃棄物の処理が円滑かつ迅速に行われるよう、広域的な調整を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道の調整により、苫小牧市、登別市、岩見沢市での処理を実施</li> <li>・ 廃棄物処理事業者団体と締結した協定に基づき、関係事業者の協力による処理を実施</li> </ul> <p>○ 補助金の有効かつ円滑な活用が図られるよう、これまでも、国と合同で補助金に関する説明会を開催するとともに、職員を被災自治体に派遣し、必要な助言等を行ってきたところ。</p> <p>今後、災害査定を受検や補助申請手続きなど、一定期間で、様々な業務対応が求められることから、各被災市町村の職員体制を踏まえつつ、具体的な事務処理に係る集中的な支援等をさらに進める。</p>
<p>3 保健福祉班</p> <p>(保健福祉班・建設班)</p> <p>(1) 住宅・建物等被害への対応(応急仮設住宅等)</p> <p>○ 被災建築物の余震による倒壊などの2次被害を防止するため、応急危険度判定が必要。</p> <p>○ 災害救助法による応急救助として、住居を失った方々の当面の住まいを確保するとともに、安心して日常生活を営むことができるよう、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品の提供や被害を受けた住居の応急修理など、被災者の方々に寄添った取り組みが必要。</p>	<p>○ 発生後速やかに建築物の被害状況を確認し、危険度を判定。 9月6日～12日で判定済。 (実施地域:札幌市,北広島市,厚真町,安平町,むかわ町 判定件数:813件)</p> <p>○ 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与等 被災町の意向を踏まえ、建設型応急仮設住宅の建設を進めるとともに、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅(みなし仮設)を提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積雪寒冷という本道の厳しい気候条件を踏まえた応急仮設住宅を建設。 (応急仮設住宅1期130戸,2期78戸・福祉仮設住宅2カ所約144人分建設中)</li> </ul>

### 第3 災害応急対策等

項 目	措 置 状 況
<p>○ 住宅の復旧・再建に向けた相談窓口が必要。</p> <p>(保健福祉班)</p> <p>(2) 社会福祉施設の復旧</p> <p>○ 建物や設備等に被害があった社会福祉施設等への支援。</p> <p>(3) 医療施設等の復旧</p> <p>○ 建物や医療用設備等に被害があった医療機関等への支援。</p> <p>(4) 被災者への対応(健康相談など)</p> <p>○ 健康相談班の派遣 保健師等チームを被災地に派遣し、感染症のまん</p>	<p>&lt;建設型応急仮設住宅&gt;</p>
	<p>9月18日 1期工事分130戸の建設方針を決定。 (10月29日完成・11月1日～入居)</p> <p>・10月12日 2期工事分93戸(トレーハウス15戸含む)の建設方針を決定。 (11月末完成を目指す。)</p> <p>・10月12日 町や社会福祉法人の意向を踏まえ、福祉仮設住宅2か所 (厚真町110名、安平町36名)の建設方針を決定。 (年内の完成を目指す。)</p> <p>また、町や社会福祉法人の意向を踏まえ、福祉仮設住宅の入居準備・調整や、社会福祉施設復旧に係る事務補助のため保健福祉部職員各1名を派遣予定。(12月～)</p> <p>・10月30日 現在 むかわ町の意向を踏まえ、道立鶴川高校生徒寮入居者を対象とした建設型応急仮設住宅について、むかわ町及び国と協議・調整中。</p>
	<p>&lt;借上型応急仮設住宅&gt;</p>
	<p>・11月1日 現在 札幌市、北広島市、厚真町、安平町及びむかわ町において、計101戸の提供を決定するとともに、引き続き、住居を失った被災者の意向に添って対応。</p>
	<p>&lt;その他(公営住宅)&gt;</p> <p>○ 道営住宅の無償提供(期限付入居:最長1年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9/8～ 応急的な住宅として受付開始(胆振・石狩・日高管内272戸)。</li> <li>・ 10/29 現在 19戸入居済。</li> </ul> <p>○ 災害救助法に基づく被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 被災市町と連携・協働し、応急仮設住宅の入居者等に対して、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品の給与等を順次、実施。</p> <p>○ 災害救助法に基づく住宅の応急修理 被災市町と連携・協働し、半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にある住宅に対し、居住の安定を図るための応急修理を実施。</p> <p>○ 被災3町において、被災した住宅の復旧・再建に向け、建築士など専門家による無料の個別相談会を10月17日～30日で実施(相談件数:68件)。</p> <p>○ 社会福祉施設等(高齢者関係施設、児童関係施設、障害者関係施設等)における建物の修繕等の復旧支援については、国の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用。 【補助率:国1/2 道1/4】 スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月10日 国から社会福祉施設等の本補助金に係る協議書の提出依頼</li> <li>・ 10月5日 社会福祉施設等の協議書を国へ提出</li> <li>・ 11月下旬～1月 国の災害査定</li> <li>・ 1月以降 国からの内示・交付決定</li> </ul> <p>○ なお、特に被害が大きかった厚真福祉会及び追分あけぼの会の2法人に対しては、国庫補助協議書類作成などの復旧に向けた事務作業を支援するため、今後、道職員の派遣を検討。</p> <p>○ 医療機関等(公的医療機関、政策医療実施医療機関、医療関係者養成施設等)における建物等の復旧支援については、国の医療施設等災害復旧費補助金を活用 【補助率:国1/2(公的医療機関の場合は2/3) 道費負担無し】 □ スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月25日 国から医療機関等の本補助金に係る協議書の提出依頼</li> <li>・ 11月中旬 医療機関等の協議書を国へ提出</li> <li>・ 12月中旬～1月 国の災害査定</li> <li>・ 1月以降 国からの内示・交付決定</li> </ul> <p>○ 被災者の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所を巡回するとともに応急仮設住宅入居者等を訪問し、健康状況等の把握と健康相談・保健指導を実施。</li> </ul>

項 目	措 置 状 況															
<p>延防止や避難者の健康相談等を実施。自宅滞在者、みなし仮設住宅入居者についても、高齢者や要配慮者等を中心に家庭訪問による健康状況等の把握を実施。今後は、避難所巡回及び応急仮設住宅入居者の家庭訪問が必要。</p> <p>○ 避難所の集約化等により応援要請は減少しており、今後は被災町からの要請に基づき派遣調整が必要。</p> <p>(5) 被災者への対応（心のケアなど）</p> <p>○ 被災に伴う避難所生活の長期化などによる精神的ストレスから、心身に不調を来している被災された方々に対し、精神科医などによる相談対応など、心のケアが必要。</p> <p>(6) 国民健康保険の一部負担金減免の実施</p> <p>○ 国から災害により被災した市町村において、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に対する、一部負担金の減免措置について、通知が発出されたことから、特に被害の大きかった3町（厚真町、安平町、むかわ町）の統一的な要綱等の作成を支援。</p> <p>(7) ボランティアの対応</p> <p>○ 被災3町（厚真町、安平町、むかわ町）において、災害ボランティアセンターを設置し、避難所における炊き出し支援や被災家屋の清掃など被災者ニーズに対応した支援を実施。 今後、災害ボランティアセンターの廃止に伴い、市町村による通常のボランティア活動（地域ボランティア）へ円滑に移行する必要がある。</p>	<p>○ 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師による避難所の衛生管理及び避難者への衛生指導を実施。</li> </ul> <p>○ エコノミークラス症候群・生活不活発病対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発用チラシの配付や保健師による健康相談、医療チーム等と連携した検査の実施や弾性ストッキングの配付を実施。</li> <li>避難所における健康体操等の実施</li> </ul> <p>○ 11月以降の派遣要請及び対応予定</p> <p>安平町 なし むかわ町 11月14日まで1チーム（道外チーム） 厚真町 12月末まで1チーム（道保健所と胆振管内市町保健師を派遣）</p> <p>○ 被災者の心のケアを行うため、精神科医師や看護師、心理士等の専門職からなる「北海道心のケアチーム」や、児童精神科医等により編成した「子どもの心のケア班」を被災地域に派遣するとともに、地元の保健所や町と連携しながら、被災者に対する相談対応を実施。</p> <p>○ 仮設住宅の整備や避難所の避難状況を踏まえ、被災3町と連携し、地域ニーズに応じて被災者への支援を継続して実施。</p> <p>○ 既に一部負担金の減免申請の受付を開始している市町村もある他、3町では、11月1日から地震発生時に遡って一部負担金の減免申請の受付を開始したところであり、3町の意向を踏まえ、統一的な減免要綱等の作成を支援。</p> <p>○ なお、3町の被保険者で他市町村に避難している方の利便性を考慮し、避難先市町村においても一部負担金の減免が適用されるよう、道内市町村に対し通知。</p> <p>○ 今後は、応急仮設住宅等への入居支援など被災者のニーズに応じた活動を展開するため、地域ボランティアが活動。</p>															
<p>4 経済班</p> <p>地震や大規模停電により、建物や機械設備の損壊などをはじめ、観光客の宿泊キャンセルや観光消費の落ち込み、製造・流通過程における冷凍・冷蔵品の廃棄など甚大な被害を生じたところ。</p> <p>(1) 観光被害への対応 (H30.9.30現在)</p> <p>① 観光施設の被害【道調べ】</p> <p>被害件数 266件 被害額 253百万円</p> <p>② キャンセルの状況【観光被害対策連絡会調べ】</p> <table border="1" data-bbox="283 2041 919 2228"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>1,149千人泊</td> <td>14,027百万円</td> </tr> <tr> <td>観光・体験施設</td> <td>210千人</td> <td>920百万円</td> </tr> <tr> <td>フェリー・遊覧船</td> <td>33千人</td> <td>53百万円</td> </tr> <tr> <td>観光バス</td> <td>9千台</td> <td>795百万円</td> </tr> <tr> <td>レンタカー</td> <td>38千台</td> <td>703百万円</td> </tr> </table> <p>③ 観光消費影響額の推計 約356億円</p> <p>(2) 商工業における影響への対応 (H30.10.3現在)</p>	宿泊施設	1,149千人泊	14,027百万円	観光・体験施設	210千人	920百万円	フェリー・遊覧船	33千人	53百万円	観光バス	9千台	795百万円	レンタカー	38千台	703百万円	<p>&lt;対応の考え方&gt;</p> <p>この度の地震により被害を受けた中小企業や観光事業者等の速やかな経営再建を図るため、国に対し必要な支援策を要請するとともに、補正予算事業の迅速な実施や国の施策の活用、民間との連携などにより、本道経済の早期復興に取り組む。</p> <p>北海道観光への風評被害を払拭し、観光需要を早期に回復するため、国、北海道、北海道観光振興機構、民間事業者が連携・協力し、旅行割引制度（ふっこう割）の導入をはじめ、国内外に向けた情報発信や誘客プロモーションを集中的に実施。</p> <p>○ 旅行割引制度（ふっこう割） 10月1日より道内、国内、海外の旅行者を対象とした旅行商品や宿泊料金の割引券を発売し、観光需要を喚起。 （参考）宿泊料金の割引（最大50%）、旅行商品の割引（最大70%）</p> <p>○ 国内外向け観光プロモーション （食品輸出、国際航空路線の維持に向けた取組との一体的実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター、チラシ等の作成・配布</li> <li>「どさんこプラザ」での応援フェアの開催</li> <li>首都圏における観光と食のPRイベントの実施</li> <li>インバウンド重点地域（東アジア、東南アジア等）での外国航空会社へのトップセールス</li> </ul> <p>○ 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事メッセージの国内外への発信</li> <li>新聞、雑誌、機内誌、Web広告を活用した情報発信</li> <li>観光復興キャンペーンサイトの開設</li> <li>SNSを活用した北海道の「今」の情報発信</li> <li>海外メディア、海外インフルエンサー、航空関係者の招聘等</li> </ul>
宿泊施設	1,149千人泊	14,027百万円														
観光・体験施設	210千人	920百万円														
フェリー・遊覧船	33千人	53百万円														
観光バス	9千台	795百万円														
レンタカー	38千台	703百万円														

第3 災害応急対策等

項 目	措 置 状 況
<p>① 直接被害【地震被害】 被害額（推計） 約 120 億円</p> <p>② 二次的被害【停電被害】 被害額（推計） 約 136 億円</p> <p>③ 停電による売上（出荷）への影響 影響額（推計） 約 1,318 億円</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 「北海道胆振東部地震に係る緊急経済対策官民連携協議会」の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興に向けた官民共同メッセージの採択、国内外への発信</li> <li>○ 北海道胆振東部地震からの復興に向けた取組の公表</li> <li>○ 北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策集の作成（北海道、経済産業省・経済産業局）</li> </ul> </div>	<p>&lt;対応の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災3町に対しては、国や産業支援機関とともに事業者を個々に訪問し、支援ニーズの発掘や支援施策の紹介など、きめ細やかに対応。</li> <li>○ 大規模停電により商品廃棄や営業停止など間接被害を受けた中小企業に対しては、金融支援や需要回復・拡大支援、災害時の対応力強化など早期の復興に向けた取組を展開</li> </ul> <p>&lt;道の取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営、融資、雇用などの各種支援施策に関する説明会や移動相談会の実施、戸別訪問</li> <li>○ 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」の適用及び保証料負担の軽減（被災3町全額、その他1/3）</li> <li>○ 食と観光に関する国内外での大規模プロモーションの展開、旅行商品の割引に対する支援</li> <li>○ 商店街における被災地特産品等の復興支援セールの開催</li> <li>○ 民間企業と連携したBCPの普及啓発</li> <li>○ ガソリンスタンドの自家発電設備の導入支援</li> </ul> <p>&lt;国（経済産業省）の取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮設店舗の設置支援（被災3町：補助率10/10）</li> <li>○ 商店街のにぎわい回復のための集客イベントの実施支援（全道：補助率2/3）</li> <li>○ 融資制度等の様々な支援策の説明会、移動相談会への参加</li> <li>○ 政府系金融機関、商工会、商工会議所等における特別相談窓口の設置</li> <li>○ よろず支援拠点等による被災事業者への専門家派遣、専門家派遣によるBCP策定支援</li> <li>○ 小規模事業者が行う販路開拓等の支援（持続化補助金・全道：補助率2/3）</li> </ul>
<p>5 農政班</p> <p>(1) 被災農地の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山腹崩壊の復旧に当たっては、①道路→②河川、林地→③農地の順に進める必要。</li> <li>○ 国営事業で整備中（一部供用開始）の用水管路が損傷したため、復旧までの間、厚真川を含め、旧取水施設を活用した暫定の水源による用水の確保が必要。</li> </ul> <p>(2) 営農施設・農協等施設被害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農家の営農施設等の復旧に関して、地元から支援事業の上乗せ補助等の強い要望。</li> </ul> <p>(3) 営農指導等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災農家が円滑に営農が再開できるよう、技術支援等サポートしていくことが必要。</li> <li>○ 地域農業の復興に向けて、継続的な支援が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山腹崩壊による土砂流入に対し、関係3部（建設、水産林務、農政）及び開発局と連携しながら対応。</li> <li>○ 農地復旧のスケジュール（厚真町の道営災害復旧事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月中旬まで 被災調査、復旧工法の検討、農家説明会の開催</li> <li>・ 11月中旬～12月上旬 国の災害査定</li> <li>・ 査定後順次、災害復旧工事を発注</li> </ul> </li> <li>○ 災害査定に向けて、全道から現場に職員を派遣して対応。（10/8～12/15 計67人、延べ855人/日）</li> <li>○ 来春に向けた水田の用水確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田への必要な用水の確保に向けて、開発局・土地改良区と連携しながら対応。国は、既存の用水管路の通水試験を実施。</li> <li>・ 10月中旬から土地改良区等が地区ごとに、農家への状況説明を実施。</li> </ul> </li> <li>○ なお、国営事業に係る災害復旧事業の負担割合は、国99.98%、道0.01%、地元0.01%。 道営・団体営の災害復旧事業の負担割合は、国が約95%補助。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農家の営農施設の復旧事業に対する地元から強い要望を踏まえ、国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用し、特に甚大な被害を受けた農家に対して、市町村と連携して農家負担の軽減に努める。</li> <li>○ 農協の共同利用施設の復旧は、国の事業（共同利用施設災害復旧事業、強い農業づくり事業等）を活用しながら対応。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技術対策プロジェクトチームによる、来年の営農に向けた「技術ハンドブック（仮）」の策定・配布。</li> <li>○ 農家の経営再建と併せて、集落ごと被災状況や担い手の確保状況を踏まえ、地域全体としての復興に向けた取組を推進。</li> </ul>
<p>6 水産林務班</p>	

項 目	措 置 状 況
<p>(1) 林地崩壊への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林地、治山施設の被害については、187 件、4,302ha、46,219 百万円、林道の被害については、323 件、4,410 百万円となっている（H30.10.31 現在）。</li> <li>○ 林地・治山施設被害への対応 道路や住宅などの保全対象などを勘案して、計画的に復旧を進めることが必要。</li> <li>○ 林道被害への対応 木材の搬出等に必要となる林内路網の早期復旧が必要。</li> </ul> <p>(2) 漁港施設の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁港施設の被害については、17 件、1,014 百万円となっている（H30.10.31 現在）</li> <li>○ 漁港施設等の復旧にあたっては、漁業活動を考慮し、町や漁業協同組合等との調整が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林地崩壊により道路や住宅などの保全対象や治山施設が被災した箇所については、道が被害箇所の調査・応急対策工事を実施するとともに、森林管理局や他振興局からの業務支援による体制を構築。                      今後は災害関連緊急治山事業による林地崩壊の復旧については事業計画書を作成し、国に提出。交付決定前に着手が可能な制度を活用し、随時工事を発注、平成 31 年度完了見込み。施設災については本年 12 月に国の災害査定を受け、随時工事を発注、平成 32 年度完了見込み。                      負担割合：治山事業（災害関連緊急治山事業）国 2/3、道 1/3                      治山事業（施設災）国 80%、道 20%</li> <li>○ 災害復旧事業以外で、治山対策を実施する林地崩壊については、保全対象などの優先度に応じ、道が平成 31 年度以降復旧工事に着手し、平成 35 年度末を目途に集中的に復旧整備を行う予定。                      負担割合：治山事業（復旧治山）国 50%、道 50%</li> <li>○ 治山対策を実施しない森林については、森林整備事業等を活用して、森林所有者等による被害木の整理や種子の散布等を促進し、平成 35 年度末を目途に集中的に復旧していく考え。具体的な復旧手法については、町、森林組合、試験研究機関、道などで構成する「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議（10/5 設置）」において検討中。なお、林野庁では、被害木の整理を実施できるよう関係要領を改正（9/27）。                      負担割合：森林整備事業 国 51%、道 17%、森林所有者等 32%</li> <li>○ 林道被害の復旧については、林道の管理者である市町村（一般民有林）及び道（道有林）が、年度内から災害復旧工事を随時発注していく予定。国の災害復旧事業を活用するため、森林管理局や道が市町村に協力しながら被害調査を実施し、来年 1 月までに国の災害査定を受け、平成 33 年度末を目途に復旧を完了させる予定。                      負担割合：林道 国約 93%、残分は管理者負担（起債充当率 80～90%）</li> <li>○ 厚真町・むかわ町・平取町の町営林道の災害査定にむけて、全道及び森林管理局からの技術的応援→ 9/25～1 月 延べ 494 人日</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害調査及び復旧工法の検討を行い、国の災害復旧事業等を活用して復旧する。</li> <li>○ 復旧のスケジュール                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 月上旬 応急措置</li> <li>・ 11 月上旬まで 被災調査、復旧工法の検討</li> <li>・ 11 月中旬 国の災害査定</li> <li>・ 12 月中旬以降 災害復旧工事の発注（町、漁業協同組合との調整後）</li> </ul> </li> <li>○ 負担割合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害復旧事業：国 80%、残分は道負担（起債充当率 100%）</li> <li>・ 単独災害事業：道 100%（起債充当率 100%）</li> </ul> </li> </ul>
<p>7 建設班</p> <p>(1) 公共土木施設等の復旧</p> <p>【道における主な被害状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路：18 路線、114 箇所</li> <li>・ 橋梁：6 路線、20 箇所</li> <li>・ 河川：6 河川、35 箇所</li> </ul> <p>【被害額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道 分：177 箇所、730 億円</li> <li>・ 市町村分：411 箇所、506 億円</li> <li>・ 合 計：588 箇所、1,236 億円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一日も早い公共土木施設の復旧が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 崩壊した土砂が堆積した道路や河道が土砂で塞がった河川など早急に除去作業が必要な箇所については、国の災害査定を待たずに応急工事を実施。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上幌内早来停車場線について、道路脇の斜面 12 箇所に大規模な土砂崩れが発生。発災直後より、国や自衛隊、地元建設業協会の協力を得ながら啓開作業を実施。2 次災害の危険のある吉野地区並びに富里地区を除き、9 月 19 日より通行止めを解除。</li> <li>・ 吉野地区並びに富里地区は、遺留品の搜索活動に支障が無い範囲で、引き続き啓開作業や迂回路整備を実施。11 月 8 日より通行止めを解除予定。・ 厚真川について、土砂崩れにより 3 箇所で河道埋塞が発生。河川氾濫による 2 次災害防止のため、上流の厚幌ダムからの放流を一時中止。9 月 15 日までに概ねの河道を確保し、厚幌ダムからの放流を同月 18 日から再開。</li> </ul> </li> <li>○ 今後は、災害査定を受け、関係機関協議などの準備が整った箇所から、復旧工事に着手。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害査定 10/10～12/中旬</li> <li>・ 工事発注 12/中旬～</li> </ul> </li> </ul>

### 第3 災害応急対策等

項 目	措 置 状 況
<p>○ 山腹崩壊による土砂流出が、道路や河川、林地、農地など広い範囲に渡っている。また、更なる土砂流出が危惧されている。</p> <p>○ 大規模な河道閉塞が発生した日高幌内川など3河川について、事業規模が大きく高度な技術力が必要なことから国の支援が必要。</p> <p>○ 被害の大きかった厚真町・安平町・むかわ町の3町は技術職員が少ないことから、災害申請や査定に向けた資料作成などの支援が必要。</p>	<p>○ 再度災害を防止するため、復旧に当たっては、道路や河川に土砂が流入する危険性の高い箇所については、流入を防止する施設の設置も検討。</p> <p>○ 被災を受けた施設の所管が複数にわたっており、部局間調整が必要となる事例が多々あることから、関係する農政部や水産林務部、環境生活部と調整・協議を行いながら対策を立案。</p> <p>○ 厚真町において、膨大な崩壊土砂が堆積している溪流や大規模な斜面崩壊が発生している箇所について、今後の降雨や融雪に備えて、新たな砂防施設などの整備を実施する予定。</p> <p>○ 日高幌内川、チケッペ川、東和川の3河川については、特に大規模であることから、直轄砂防事業を要望。 日高幌内川について10月2日に、チケッペ川と東和川については11月2日に国直轄事業による実施が決定。 あわせて、10月2日に事業を担当する厚真川水系土砂災害復旧事業所の設置が公表。</p> <p>○ 3町に対しては、これまで被害状況調査や災害査定申請に向けた支援として、技術職員を派遣。 今後、復旧状況を考慮し、できる限りの支援を継続。 ・ 土木技術職：9月中旬から12月中旬にかけ、延べ507人日 ・ 建築技術職：9月中旬から11月下旬にかけ、延べ67人日 ・ 下水道技術職：9月上旬から9月中旬にかけ、延べ16人日</p>

○ 国への要望

【北海道】

■ 要望書(平成30年9月9日)

内閣総理大臣 安倍晋三 様

平成30年北海道胆振東部地震に関する緊急要望

本道では、9月6日、過去最大となる震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生し、甚大な被害が生じております。

道においては、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、国の総力を結集したご対応の下、全国各地からのご支援もいただきながら、関係機関と連携し、人命救助を最優先に、その対策に全力を挙げて取り組んでおりますが、この地震により、尊い命が失われ、いまだ行方不明の方がおります。

また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、道民のくらしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じております。

つきましては、行方不明となっている方の救出・救助や避難を余儀なくされている方々への支援はもとより、この度の災害からの迅速な復旧に向け、速やかな電力の全面復旧をはじめライフラインの早期復旧、道民生活及び産業被害などへの支援、激甚災害の早期指定や必要な予算の確保など、国の支援について特段のご配慮をお願いいたします。

平成30年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

■ 要望書(平成30年9月25日)

平成30年北海道胆振東部地震に関する緊急要望

平成30年9月

本道では、9月6日、これまで経験したことのない、過去最大となる震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生し、震源地はもとより、全道各地に甚大な被害をもたらし、尊い命が失われるとともに、多くの方々が負傷されました。

また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、道民のくらしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じました。

道においては、国など関係機関等と緊密に連携し、住民の皆様やボランティアの方々の懸命なご尽力もいただきながら、市町村や民間団体をはじめ、全道一丸となって、復旧・

復興に向けた取組を進めております。

一方、道内全域にわたり宿泊客のキャンセルが相次ぐなど、本道経済に極めて大きな影響が生じており、道としても復旧状況等について、正確な情報を道内外や海外に向けて発信するなど風評被害の払拭に取り組んでおります。

本道の基幹産業である農林水産業や地域のくらしと経済を支える中小企業など、社会経済活動が速やかに回復し、北海道の強みである食や観光が一日も早く本来の活気ある姿を取り戻すことができるよう、引き続き、できる限りの対策を講じてまいります。

つきましては、道民が安心して元の生活を取り戻し、北海道の更なる発展につながる復興が実現できるよう、いまだ避難を余儀なくされている方々への支援や、これから本格化する被災地の復旧に向けた対応をはじめ、道民生活及び産業被害などへの支援、激甚災害の早期指定や必要な予算の確保など、国の支援について特段のご配慮をお願いいたします。

平成30年9月25日  
北海道知事 高橋 はるみ

## **I 被災地の迅速な復旧に向けた支援**

### **1 激甚災害の早期指定**

- (1) 平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害について、激甚災害の指定を速やかに  
行い、文化施設等も含め、特別の財政措置を講じること。

【内閣府、財務省、文部科学省】

### **2 災害復旧事業の早期着手**

- (1) 河川や道路、港湾、漁港をはじめとする公共土木施設、水道施設、林地や農地・  
農業用施設、文教施設、文化財等の災害復旧について、災害査定などの手続の簡素化  
や査定期限の延長に配慮するとともに、速やかな事業採択を図ること。

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

- (2) 災害の申請に当たっては、施設本体の復旧のみならず、崩壊斜面から道路や河川  
への土砂流出が懸念されることから、発生源対策について柔軟な対応を図ること。

【国土交通省】

- (3) 水道施設について、東日本大震災や熊本地震と同様、補助率を嵩上げするととも  
に、繰出金についても東日本大震災での措置を踏まえ、財政支援を講じること。

【総務省、厚生労働省】

- (4) 多くの災害廃棄物が発生している被災自治体は、財政基盤が脆弱であることから、  
災害等廃棄物処理事業について、補助率の嵩上げを行うとともに、熊本地震と同様、  
大規模半壊、半壊の家屋に係る解体・撤去費用についても補助対象とするなど、地方  
負担の軽減を図ること。

【環境省】

- (5) 市町村等の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、市町村等が実  
施する廃棄物処理施設災害復旧事業について、補助率の嵩上げなど十分な財政措置

を講じること。 【環境省】

- (6) 査定設計委託費等補助制度の採択要件の緩和や国費率の引上げなど、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について地方負担の軽減を図ること。

【農林水産省、国土交通省】

### 3 災害対策関連事業等の推進

- (1) 道路、農地、林地などの被害は甚大かつ広範囲であることから、その復旧に当たっては、法令等に基づく復旧期間にかかわらず柔軟な対応を図ること。

【農林水産省、国土交通省】

- (2) 被害を受けた施設等の原形復旧にとどまらず、今回及び過去の履歴も考慮した改良復旧や危険地域からの施設移転などの抜本的な対策について、柔軟な対応を図ること。

【厚生労働省、国土交通省、環境省】

- (3) 山腹崩壊が広範囲にわたり発生しており、今後の降雨により大規模な土砂流出が危惧されることから、必要な対策への技術的な指導や助言、財政支援を行うこと。

【国土交通省】

- (4) 今回の地震により荒廃が拡大した山地について、災害対策関連事業の決定前に応急工事に着手できるよう、柔軟な対応を行うこと。

【農林水産省】

- (5) 農地等に堆積している大量の土砂や倒木、倒壊した家屋などの撤去に対する支援制度を創設すること。

【農林水産省】

- (6) 災害復旧事業の対象とならない小規模な農地の復旧や、地中に埋設されているパイプライン等の点検・診断等を含む被災箇所の調査について、特別な支援措置を講じること。

また、早期の被害状況調査が困難な箇所については、被害の報告時期に配慮すること。

【農林水産省】

- (7) 2次被害・森林病虫害の発生の防止のほか、倒木の有効活用の観点から、倒木の撤去・搬出に係る経費に対する支援制度を創設すること。

【農林水産省】

- (8) 市町村の林道施設の復旧について、国直轄制度や地方負担のない道施行による代行制度を創設すること。

【農林水産省】

- (9) 道営の水力発電施設や私立専修学校など、災害復旧事業の対象外の施設に対する補助制度を創設すること。

【文部科学省、経済産業省】

- (10) 火力発電所等の重要施設に水を供給する工業用水道の配水管の復旧について、要件緩和や補助率の嵩上げといった財政支援を図ること。

【経済産業省】

- (11) 被災した職業能力開発校の建物・設備の復旧に関し、職業能力開発校施設整備費等補助金などの増額及び補助率の嵩上げによる財政支援などを行うこと。

【厚生労働省】

- (12) 地盤沈下による被害を受けた地域における被害原因の調査・究明及び再度被害防止を踏まえた工法検討に対する技術支援を行うこと。

【内閣府】

## II 全道の電力需給ひっ迫等による産業被害からの復興

### 1 電力の全面復旧やエネルギー供給等の強靱化

- (1) 今回の地震により発生した大規模停電（ブラックアウト）の原因分析と再発防止策の検討を踏まえ、電力の安定供給に万全を期すこと。【経済産業省】
- (2) 電力需要の高まる冬季を前に苫東厚真発電所をはじめとした被災設備の早期の復旧に向けた支援を行うとともに、冬に向けた道民の節電の普及啓発に対し支援すること。【経済産業省】
- (3) 2019年運転開始予定の石狩湾新港火力発電所と北本連系設備について、早期運転開始に向け特段の措置を講じること。【経済産業省】
- (4) 発電所停止による大規模停電を避けるため、発電所の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤の増強や、北本連系設備の更なる増強を行うこと。【経済産業省】
- (5) 災害時に地域において石油製品を安定供給する体制を早急に構築するため、ガソリンスタンド（SS）への自家発電機整備事業の前倒し措置や来年度以降の事業継続を講じるとともに、自家発電機を有する全てのSSを対象に「災害時情報収集システム」を活用した連携体制の充実・強化を図ること。【経済産業省】
- (6) 停電時における中小企業等の生産活動停滞を防ぐため、自家発電設備の導入や自家発電用の備蓄燃料貯蔵設備の新增設に対する支援制度を創設すること。【経済産業省】
- (7) 道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーを活用し、災害時に各地域の自立型電源となり得る、「エネルギーの地産地消」を促進する補助制度等を拡充すること。【経済産業省、環境省】
- (8) 医療機関等（病院・有床診療所）を対象として停電時の医療機能維持に必要な最低限の電力を確保するための設備整備に係る補助制度を創設すること。【厚生労働省】

### 2 農林漁業者等への支援

- (1) 本道の基幹産業である農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を迅速に図るため、施設や家畜などの生産基盤の回復とともに、被災した事業者の経営安定に向け、損壊した機械設備、ビニールハウス等の導入や修繕・撤去、リースに要する経費、各種経営安定対策などについて、必要な措置を講じるとともに、負担軽減に配慮すること。【農林水産省】
- (2) 被災した農林水産事業者が安心して経営を継続できるよう、災害関係制度資金の金利負担軽減、既往借入金の償還猶予や貸付限度額の引上げ、共済金の早期支払など、必要な措置を講じること。【農林水産省】
- (3) 地震による停電や断水に伴う生乳や農林水産物の損失が発生したことを踏まえ、事業者の施設等における自家発電設備や給水ポンプ、貯水タンク、燃料タンクなどの導入に対する支援制度の創設や拡充を図ること。【農林水産省】
- (4) 被災した畜産農家等に対し、停電による乳牛の乳房炎の多発などに対する家畜衛

生対策、家畜の導入、不足する飼料などの確保等について、必要な措置を講じること。  
【農林水産省、経済産業省】

- (5) 停電により、畜養魚や水産種苗のへい死、きのこの不良発生などで損害が発生した事業者に対する被害物の再生産経費への支援制度を創設すること。

【農林水産省】

- (6) 停電による冷蔵施設の停止に伴い、漁獲した水産物の廃棄や価格の低下があったことから、船上での鮮度保持機器の導入に対し支援するとともに、漁協等が荷受けした水産物を一時的に保管できる水産物鮮度保持施設、省燃油型トラックなどの整備に対し支援すること。

【農林水産省】

- (7) JAなどの集出荷貯蔵施設等が被災により使用できなくなったことにより、他施設等を利用せざるを得なくなった場合の横持ち輸送などに要する経費に対する支援を講じること。

【農林水産省】

- (8) 被災地の木材加工工場が、遠隔地から木材を調達する際の運搬経費への支援制度を創設するとともに、国有林材の安定供給に配慮すること。

【農林水産省】

- (9) 災害による復旧工事などの期間中、作付面積の制限が想定される農業者への特別な措置を講じること。

【農林水産省】

- (10) 国直轄工事の実施に当たっては、倒木の処理などにおいて被災地域の林業事業者の活用に配慮すること。

【農林水産省】

### 3 中小企業等への支援

- (1) 本道全域において、被災企業等における工場・事業所の修繕、設備の修理、買換え、被災した設備等の解体撤去等を対象としたグループ補助金を適用するとともに、グループ化ができない企業等の事業継続に向けた施設復旧等への個別補助制度を創設するほか、これらの事業者の負担相当分に係る長期・無利子貸付制度を設けること。

【経済産業省】

- (2) 本道全域において、中小企業事業協同組合等が行う生産・加工施設等共同施設の災害復旧に係る補助制度を創設すること。

【経済産業省】

- (3) 地震や停電により、製品、在庫、商品、原材料等の損害が発生した中小企業等に対する支援制度を創設すること。

【経済産業省】

- (4) 本道全域において、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金や小規模事業者持続化補助金など既存補助金に係る予算の重点配分、被災事業者への優先採択、補助率の嵩上げ、及び補助限度額の拡大を講じること。

【経済産業省】

- (5) 被災した中小企業等の税負担を軽減するため、企業が所有する建物等の復旧や経営力強化に向けた設備投資に対する優遇措置などを講じること。

【経済産業省】

- (6) 小規模事業者の事業の復旧に必要な設備資金や運転資金の融資について、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に災害対応特別枠（貸付限度額の別枠措置、金利の引下げ）を設けること。

【経済産業省】

- (7) 復旧・復興に不可欠な資金を確保するため、日本政策金融公庫法上の危機認定に

- 基づく危機対応業務の発動や、その他の金融上の措置を講じること。【経済産業省】
- (8) 下請事業者の被災に伴う納入期限の遅れにより親事業者が取引先を変更することを防ぐなど、下請事業者における取引上の影響を最小限にとどめるよう、相談窓口の支援体制の充実を図るとともに、親事業者の被災による下請業者の取引減少などに配慮し、きめ細やかな支援策を講じること。【経済産業省】
- (9) 災害により被害を受けた商店街等が行う共同施設・設備の改修や商店街によるにぎわい創出に係る補助制度を創設すること。【経済産業省】
- (10) 地方卸売市場の施設等の復旧に向け、強い農業づくり交付金の災害時緊急対策を実施すること。【農林水産省】
- (11) 被害を受けた商店街等が高度化事業の災害復旧貸付を活用して施設整備を行う場合、事業者及び道の資金負担の軽減等の特例措置を講じること。【経済産業省】
- (12) 大地震による設備損壊や物流供給の遮断、長期にわたる停電にも対応できるよう、中小企業等のBCP（事業継続計画）策定に向け、更なる普及啓発等を実施すること。【経済産業省】
- (13) 地震や停電等の影響による経済活動の停滞を解消するため、道民の消費活動を刺激する施策に対し支援するとともに、道産品の生産活動の回復に向けた消費喚起の取組や国内外への道産食品プロモーションを支援すること。【内閣府、経済産業省】
- (14) 被災した事業主が雇用を維持できるよう、雇用調整助成金制度に関し、助成対象事業主の拡大や助成率の引上げといった特例措置を講じること。【厚生労働省】

### Ⅲ 被災者への支援

#### 1 被災者支援の円滑な実施

- (1) 今回の地震による被害実態を踏まえ、被害を受けた全ての地域を支援の対象とするとともに、国による特別の負担により対応すること。【内閣府】
- (2) 避難所運営支援など被災地支援に係る予算を確保すること。【内閣府】
- (3) 災害救助法における応急救助について、要件・基準の弾力的な運用及び事務手続の簡素化等を図ること。【内閣府】

#### 2 被災住宅や応急仮設住宅への支援

- (1) 被災した住宅の修繕や再建に対し、手厚い支援を行うとともに、生活福祉資金等の貸付限度額の引上げや金利負担の軽減を図り、据置及び償還期間を延長すること。また、生活福祉資金の災害援護費は無利子の取扱いとすること。【内閣府、厚生労働省】
- (2) 応急仮設住宅の建設に対して、補助率の嵩上げなど、特別な財政措置を講じるとともに、入居者の負担軽減に配慮すること。【内閣府】
- (3) 避難所をはじめとする様々な避難先での生活が長くなる被災者に対する健康相談支援やこころのケアなど、中長期的に十分な支援を行う必要があることから特別の財政措置を講じること。【厚生労働省】

### 3 児童生徒等に対する支援

- (1) 被災した児童生徒に対するきめ細かな学習支援を行うための教職員の加配措置や、教職員の業務負担を軽減するために必要なスクールサポートスタッフ等の確保に努めること。【文部科学省】
- (2) 被災した子どもたちへのカウンセリングや、保護者に対する助言・援助を早期に行い、安心して通常の学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーの派遣等に関わる財政的な支援を行うこと。【文部科学省】
- (3) 今回の地震についても、東日本大震災や熊本地震と同様に幼稚園児への就園支援や、小・中学生の学用品費等の援助、私立高等学校等の授業料等の減免、特別支援学校の児童生徒等の就学奨励などを行う国の「被災児童生徒就学支援等事業」の対象とするとともに、国費で全額を補助すること。【文部科学省】
- (4) 保育所や認定こども園等が早期に開園できるよう、被災によって保育士等が不足する施設への人材派遣に要する手当や旅費、事故保険などの経費に対する支援を行うこと。【厚生労働省】
- (5) 障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用について、被災者の負担軽減に努めるとともに、必要な経費に対する支援を行うこと。【厚生労働省】

## IV 観光立国北海道の復興に向けた支援

### 1 観光需要の早期回復に向けた緊急対策

- (1) 観光庁・政府観光局（J N T O）や日本貿易振興機構（J E T R O）の有する機能を活用し、本道観光に関する正確な情報発信とともに、国内外における北海道観光の復興に向けた誘客プロモーション等の実施及び支援協力を行うこと。【経済産業省、国土交通省】
- (2) 道民をはじめ、国内外の方々の観光需要を喚起するため、熊本地震や西日本豪雨災害で適用された割引付旅行プラン制度（ふっこう割）について、本道における観光産業への影響等を勘案した相応の規模で導入すること。【国土交通省】

### 2 ユニバーサルで強靱な観光地づくり

- (1) 多言語対応の観光案内標識の設置や無料公衆無線LAN整備など、非常時への備えにも対応した観光客の受入体制整備への支援を充実させること。【国土交通省】
- (2) 観光関連施設等の停電などによる営業停止を未然に防ぐため、発電機など非常用電源の導入に対する支援を行うこと。【経済産業省、国土交通省】
- (3) 道及び道内市町村が観光需要の回復に向けて行う、復旧・復興事業に要する経費について、特別交付税等による十分な地方財政措置を講じること。【総務省、国土交通省】

## V 地域・産業・物流を支える交通網の確保

### 1 鉄道の早期復旧とJR北海道への支援

- (1) JR北海道の不通区間の早期の運行再開のために必要な技術的、人的及び資金的

な支援を速やかに行うとともに、今回の災害に伴う減収や復旧費用等により、危機的な状況にあるJR北海道の運営が更に悪化することがないように、資金繰りなど必要な対策を講じること。【国土交通省】

- (2) 路盤等の強化やトンネル、橋梁などの大規模修繕等の前倒し、災害対応型車両の緊急増備・更新の前倒し、さらには、情報提供体制の整備や道内主要駅における非常用電源の確保など、災害に強い鉄道網の確立に向けて、国が必要な支援を早急に行うこと。【国土交通省】

## 2 港湾施設の早期復旧と充実・強化

- (1) 国際拠点港湾である苫小牧港における護岸や岸壁等の沈下やコンテナターミナルの液状化等を早期に復旧し、港湾機能の回復を図ること。【国土交通省】
- (2) 港湾は本道と道外・海外とを結ぶ物流経路と輸送能力の安定的な確保に重要な役割を果たすため、災害に強い港湾施設の充実・強化を推進すること。【国土交通省】

## VI 強靱な北海道づくりの推進

### 1 北海道強靱化計画の実効性を高めるための財政措置の充実・強化

- (1) 近年、激甚化する傾向にある地震や大雨等の被害に備えるため、道路法面の災害防止や集落の孤立を防止する橋梁の耐震化、樋門などの河川管理施設の耐震化を推進すること。【国土交通省】
- (2) 津波に対する防災力強化のため、避難路や海岸堤防などの整備に係る交付金の補助率の嵩上げ、地域要件の緩和など財政支援の充実・強化を図ること。【国土交通省】
- (3) 国土強靱化や災害に強い農山漁村づくりに向け、災害リスクの高いため池の改修・廃止、用水施設の耐震化、農地の排水対策など、農業農村整備を計画的に推進すること。【農林水産省】
- (4) 激甚な山地災害が発生していることを踏まえ、治山事業による防災・減災対策を計画的に推進すること。【農林水産省】
- (5) 漁港は、海岸施設と一体となって高波などから背後集落を守る機能を有することから、防波堤などの漁港整備を計画的に推進すること。【農林水産省】
- (6) 住宅や公共建築物の耐震化に対する国費率の引上げ等を図るとともに、耐震対策緊急促進事業の時限措置を延長すること。【国土交通省】
- (7) 道営の水力発電施設に係る耐震性能の調査及び耐震化に対する補助制度を創設すること。【経済産業省】
- (8) 火力発電所等の重要施設に水を供給する工業用水道について、非常用電源設備や貯油タンクなど、長期にわたる停電時に利用する設備の更新や容量の増強に対する補助制度を創設すること。

また、配水管路や浄水場等の施設に係る耐震性能の調査及び耐震化に対する補助制度を拡充すること。【経済産業省】

(9) 道路の法面崩壊や堤防の亀裂など甚大な被害が発生していることを踏まえ、防災点検の迅速な実施に要する経費について、地方負担を軽減するための財政支援の充実・強化を図ること。【国土交通省】

(10) 道路情報提供装置や河川情報システムのバックアップ電源の強化や維持管理、更新等に活用できる補助制度を創設すること。【国土交通省】

## 2 強靱化を支えるネットワークの整備

(1) 災害時におけるリダンダンシー確保のため、高規格幹線道路や国道などの道路網の計画的・体系的な整備を図ること。【国土交通省】

(2) 災害発生時において、通信サービスは被災された方々が情報収集や発信を行うための重要な手段であることから、大規模な地震や長時間の停電などといった災害に強い通信基盤の確立に向けて、国において、必要な支援・対策を講じること。【総務省】

## 3 土砂災害から国民のくらしを守るための支援の強化

(1) 土砂災害防止法に基づく基礎調査の早期完了に向けて、財政・技術支援を更に強化すること。【国土交通省】

## 4 警察の災害警備活動等への支援

(1) 災害警備活動には、車両、ヘリコプター等の燃料や救出救助用資機材など多額の経費が生じていることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。【警察庁】

(2) 災害警備活動に従事した職員の超過勤務手当や、停電時における滅灯対策に有効な信号機電源付加装置の整備に要する経費について、特段の財政措置を講じること。【警察庁】

(3) 被災した全ての警察施設、交通安全施設について、早期復旧に向けた積極的な財政支援を行うこと。【警察庁】

(4) 今後発生する大規模災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。【警察庁】

## VII 復旧・復興に対する十分な地方財政措置

(1) 道及び道内市町村の応急対応や被災者支援、復旧・復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、十分な地方財政措置を講じること。【内閣府、総務省、財務省】

**【札幌市】**

**■ 要望書(平成30年10月)**

平成30年北海道胆振東部地震に関する要望

平成30年10月

9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震により、札幌市政史上最大となる震度6弱を記録し、市内各所で多数の被災者が発生したほか、道路や建物の被害に加えて、市内全域にわたる長時間の停電とこれに伴う交通網の麻痺などに直面したところです。

これまでの国土強靱化の取組が功を奏して、基幹的な都市機能の深刻な被害は免れ、停電からの復旧後は公共交通の運行再開、物流の回復により、多くの市民は日常生活を取り戻した一方で、清田区里塚地区等では、住宅被害の発生により、避難生活を余儀なくされている方々がおります。

その上、観光客の宿泊キャンセルが相次ぐなど、札幌市の基幹産業である観光分野への影響は続いているところです。

これから厳しい冬を迎える札幌市では、被害箇所の復旧に取り組む一方、被災者が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、関係制度の円滑な情報提供に向けた生活支援ガイドの公開や相談窓口の開設をはじめ、住宅被害にあわれた方への市営住宅やみなし仮設住宅の提供などに取り組んでおります。

国においても、激甚災害の指定等迅速にご対応いただいていることに御礼申し上げるとともに、震災からの迅速な復旧に向け、さらに以下の事項について全面的な支援を要望いたします。

札幌市長 秋元克広

**【総務省・国土交通省・環境省】**

**1 地震被害からの復旧に対する支援**

清田区里塚地区等においては地震による地盤沈下、道路、上下水道などの社会インフラや住宅などの被害が発生したところであり、早期復旧に向けた取組を進めております。

こうした状況を踏まえ、これらの地域を含め、復旧を一体的に進められるよう、以下の事項を要望いたします。

- (1) 清田区里塚地区等の復旧に当たっての宅地耐震化推進事業における補助率の引き上げ及び事業の柔軟な運用と併せ、札幌市の負担額に対する十分な地方財政措置を行うこと。
- (2) 清田区里塚地区等の復旧に当たっての被害原因の調査・究明及び復旧方法の検討に対して、技術面を含めた支援を継続的に行うこと。
- (3) 被災住宅の撤去に関し、原則として全壊住宅のみを補助対象としている災害等廃

棄物処理事業費補助金について、範囲を半壊住宅にも拡大すること。

【内閣府・厚生労働省・国土交通省】

## 2 被災者への支援

地震に伴い、住宅の全半壊や一部損壊の被害を受けた被災者は、修繕や再建に関し、資金面での課題を抱えているところです。

被災者の生活再建に向け、以下の事項を要望いたします。

- (1) 住居・家財に被害を受けた被災者が利用可能な災害援護資金について、利率の引き下げ及び無利子期間の延長を行うこと。
- (2) 住宅が全半壊した被災者が利用可能な災害復興住宅融資等について、利率の引き下げ等、既往の激甚災害におけるものと同等の取扱いとすること。
- (3) 生活福祉資金における災害援護費について、低所得者世帯等に加え被災世帯へ対象を拡大し、措置期間や償還期間を延長するとともに、緊急小口資金についても貸付上限額を引き上げること。
- (4) 被災者生活再建支援法に基づく給付金について、半壊住宅にも支給対象を拡大すること。
- (5) 積雪や凍結等により、住宅被害が拡大した方についても応急仮設住宅の入居対象とすること。
- (6) 仮設住宅の提供前に被災者が自ら賃借した民間住宅についても、みなし仮設住宅と認定すること。
- (7) 地震による直接被害や停電により、児童の預かりが困難となった教育・保育施設等の利用者の保育料減免に対する財政支援を行うこと。

【経済産業省・国土交通省・環境省】

## 3 災害時における電力の安定的な供給体制の確保

今回の地震により発生した大規模停電（ブラックアウト）により、長時間にわたる交通機関の麻痺や企業の業務停止など重大な被害を受けたところであり、電力の安定供給に向け、以下の事項を要望いたします。

- (1) 災害時に安定的に電力を供給できる体制を整えるため、道内送電網や北本連系設備を国の主導により強化すること。
- (2) ブラックアウトの再発防止策を早期に策定するとともに、災害時によりきめ細かく電力需給等に係る情報共有を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギーの普及促進による電力量の確保に向け、全面的な支援を講じること。
- (4) コージェネレーション導入等の都心のエネルギー供給の強靱化に向けた支援を強化すること。
- (5) エネルギーの多様化に資する水素について、家庭や業務・産業分野への普及に向

け、水素サプライチェーン構築の実証事業への継続的支援や、国の水素基本戦略に示された技術開発の促進、水素価格の低減等に資する施策を推進すること。

【文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

#### 4 指定避難所等の機能強化に向けた支援

札幌市内における指定避難所では、非常用発電設備が未設置である場合も多く、停電が続く中、避難者が不安な夜を過ごした事例も発生したところです。

札幌市は積雪寒冷地であり、同様の災害が厳冬期に発生した場合には、市民がさらに深刻な状況に置かれることとなります。

指定避難所や病院などの災害時に地域住民の生活を支える基幹施設の機能強化を図るため、以下の事項を要望いたします。

- (1) 指定避難所となる小中学校への自家発電設備などの導入のため、学校施設環境改善交付金の補助率嵩上げや補助制度の新設等、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 基幹災害拠点病院や地域災害拠点病院に補助対象が限定されている医療提供体制施設整備交付金について、多くの医療機関が自家発電設備設置に活用できるよう要件緩和を図ること。
- (3) 中小企業や宿泊施設等の自家発電設備の導入や備蓄燃料貯蔵設備の新增設に対する支援の拡充を図ること。

【経済産業省・国土交通省】

#### 5 観光産業の早期回復と中小企業への支援

地震発生に伴い、来札幌観光客数が減少するなど、基幹産業の一つである観光産業に深刻な影響が出ております。

また、地震による直接的な被害のほか、停電に伴う在庫商品の廃棄など、大きな影響が発生した市内の中小企業等に対しては、災害復旧貸付の金利引き下げなどの支援策を講じていただいたところです。

北海道観光の入口である札幌市の観光産業の復旧と市内企業の大半を占める中小企業の事業継続に向け、以下の事項を要望いたします。

- (1) 「元気です 北海道／Welcome! HOKKAIDO, Japan.」キャンペーンと札幌市が実施する誘客キャンペーンに関し、積極的に連携を図ること。
- (2) 市内中小企業におけるBCP（事業継続計画）の策定が低迷していることを踏まえ、実施中の専門家派遣や策定支援ツールの提供のほか、支援の一層の充実を図ること。

【総務省】

#### 6 復旧に対する十分な地方財政措置

地震による公共施設の被害復旧や被災した市民の生活再建支援に取り組むに当たっては、国費による財政支援に加え、十分な地方財政措置が不可欠であることから、以下の事項を要望いたします。

- (1) 災害復旧事業債の資金確保や元利償還金に対する普通交付税措置、応急対応や被災者支援等に要する経費に係る特別交付税措置など、十分な地方財政措置を講じること。
- (2) 国の支援が行き届かない、被災者の方々のきめ細かなニーズに対応する復興基金の創設に必要な特別交付税措置を講じること。

【内閣府・国土交通省】

## 7 強靱なまちづくりの推進

大規模自然災害から国民の暮らしを守るため、地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向けた実効性のある施策の実施及び財源の確保を図るよう要望いたします。

とりわけ、大規模自然災害が相次ぎ、事前防災・減災の強力な推進が求められる昨今においては、いわゆる国土強靱化基本法の基本方針にかんがみ、税財政措置等、国が中核的な役割を果たすよう要望いたします。

## ○ 道への要望

### 【北広島市】

#### ■ 要望書(平成30年10月3日)

平成30年台風21号及び北海道胆振東部地震に関する緊急要望書  
平成30年10月

9月6日に発生した北海道胆振東部地震において、北広島市では震度5弱を観測し、家屋の損壊や宅地の陥没などの被害が生じるとともに7名の市民の方が負傷したほか、地震発生直後から長時間にわたる停電が生じたことなどにより、多くの市民が被災する大規模な災害となりました。

特に北広島市大曲並木地区では、地震に伴う宅地の陥没により多くの住宅が被害を受け、相次ぐ余震のなか将来に大きな不安を抱えながら、今もなお避難生活を余儀なくされている方々がいらっしゃいます。

産業面においては、9月4日から5日にかけて、台風21号によりビニールハウスの損壊等の被害が生じたところ、さらに地震により、農地の崩落などのほか、停電の影響による生乳の損失や、ホテル、観光施設の利用者減少などの損害も生じており、公共施設においても、公園・緑地における法面崩壊や、道路の陥没・亀裂、崩れた土砂による河川の閉塞などの甚大な被害が生じております。

北海道におきましては、地震発生直後から各関係機関との連携による迅速な災害対応に取り組まれるとともに、本市に対しましても物資の提供や災害対応に対する指導・助言、各種情報提供等の様々な支援をいただき、心からお礼申し上げます。

本市は、北海道日本ハムファイターズによるボールパーク構想の候補地に内定してお

り、北海道の顔となるボールパークを核としたまちづくりを進めていくことが地方創生に繋がると考えておりますが、そのためには一刻も早い復旧・復興が必要になります。

本市では、各種被災施設の応急復旧や、被災原因の調査、復旧方策の検討などに全力で取り組んでいるところですが、地域における住民生活の安定を一日も早く確保するため、次の点について緊急に要望いたします。

平成30年10月3日

北海道北広島市長 上野 正三

#### 1 大曲並木地区における被災原因の調査等への支援

大曲並木地区において発生した宅地被害では、危険度調査を行った結果、宅地において危険15か所、要注意18か所、建物において危険13件、要注意15件と多くの住居が被害を受け、地域住民は、相次ぐ余震のなか将来に大きな不安を抱えながら避難を余儀なくされているところであります。

本市においては、現在大曲並木地区の被災原因の調査を実施中ではありますが、今後、地域住民の安心した住環境を取り戻すため、復興に向けた計画策定・復旧事業について北海道と十分な連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

復興に係る北海道からの積極的な協力をいただくとともに、調査・計画策定に係る都市防災総合推進事業採択、その後の復旧事業に係る宅地耐震化推進事業採択に向けた国に対する働きかけなど、特段の配慮をお願いいたします。

#### 2 農業者の経営維持に向けた支援

市内において農地の崩落や停電の影響による生乳の損失といった被害のほか、地震前日の台風21号によるビニールハウスの損壊等と相まって、甚大な農業被害が生じていることから、災害復旧事業による農地の復旧、営農施設等の再整備への支援や、災害関係資金の金利負担軽減等、被災農業者が安心して経営を継続できるよう十分な支援をお願いいたします。

#### 3 観光産業の早期回復に向けた支援

年間約41万人の利用があり市の重要な観光資源である市内8か所のゴルフ場のほか、大規模商業施設、宿泊施設等において、外国人観光客の減少などの深刻な影響が出ていることから、観光プロモーションの実施などによる風評被害等の払拭に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 1 北海道北広島市の被災状況・対応状況



▶ 9月6日午前3時7分 北海道北広島市において震度5弱を観測

### ▶ 被災状況

- 負傷者 : 7名 (うち重症1名、軽傷6名)
- 電力 : 市内全域で停電 (7日午後11時47分全面復旧)
- 道路 : 陥没・沈下45か所 通行止め・片側交互通行 4路線
- 公園等 : 青葉第2緑地 法面崩壊1か所 (35メートル)
- 河川 : 土砂崩れにより大曲川で河道閉塞
- 罹災証明 : 申請178件、発行130件 (10月1日現在)
- 避難所 : 1か所継続・避難者14人 (10月1日現在)
- 農業被害 : 農地崩落、地割、停電による生乳の損失 など
- 商業等 : 商店・物流等において停電による影響あり
- 観光施設 : 一時休業・再開後も利用者大幅減少



### ▶ 対応状況

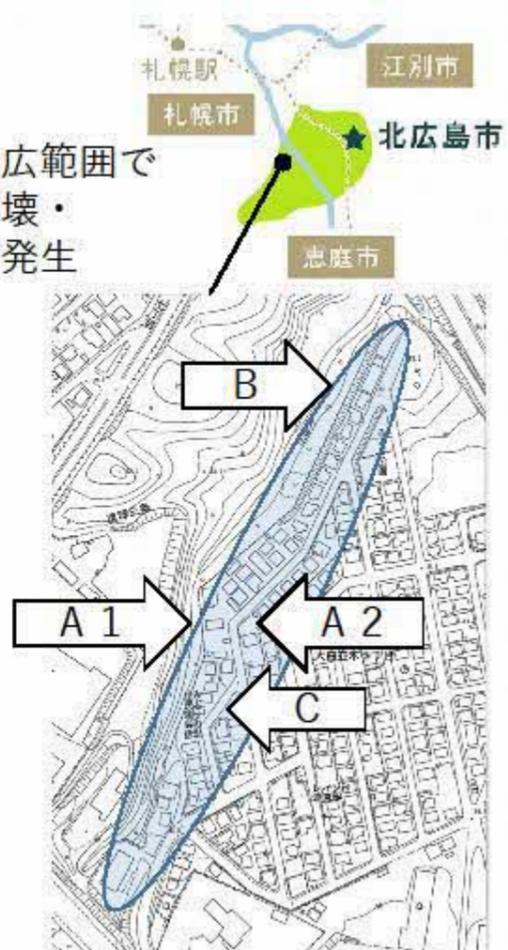
- 9月6日 : 災害対策本部設置  
37世帯81人に避難指示発令 (10日解除) 避難所6か所開設
- 9月9～12日 : 危険度調査実施 【宅地】危険15か所 要注意18か所  
【建物】危険13件 要注意15件
- 9月13日 : 道路等の災害復旧費や避難所開設経費などに係る補正予算編成
- 9月21日 : 応急仮設住宅の供与に係る補正予算編成
- 9月18日～ : 被災原因調査・復旧検討のためのボーリング調査及び測量

## 2 北海道北広島市大曲並木地区の被災状況





大曲川沿いの広範囲で  
宅地擁壁の崩壊・  
地盤の沈下が発生



### 3 道路・緑地の被災状況



市内全域で道路、公園、農地等に被害



路面地割れ（市道西の里中央通線）



緑地法面の崩壊（青葉第2緑地）



農地の崩落（大曲地区）



路面地割れ（市道音江別高台線）

## 【厚真町・安平町・むかわ町】

## ■ 要望書(平成30年11月27日)

平成30年北海道胆振東部地震に関する要望

平成30年11月

平成30年9月6日発生 of 北海道胆振東部地震により、厚真町、安平町、むかわ町の胆振東部3町において甚大な被害が発生しております。

この地震により尊い命が失われるとともに多くの方が負傷され、また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、ライフライン寸断や産業被害の拡大など、町民の暮らしに多大な影響が生じています。

3町では、被害箇所の復旧や被災者が一日でも早く日常生活を取り戻せるよう全力を挙げて取り組んでいるところであります。

つきましては、公共施設等の早期復旧、産業被害や被災者の生活への支援および本地域における発展的な復興に向け、国の支援について特段のご配慮をお願いいたします。

平成30年11月27日

厚真町長 宮坂 尚市朗

安平町長 及川 秀一郎

むかわ町長 竹中 喜之

## 《要望項目》

## 1 災害復旧に向けた支援

## (1) 農業

- ① 競走馬・畜産業・耕作農家など第1次産業に係る農業被害に関して、被災農業者の早期経営再建、営農再開に向けた支援を要望いたします。
- ② 被災した農業協同組合の共同利用施設は、当産地において流通コストの低減など競争力向上に重要な役割を担っており、被災農業者の経営再建を実現するうえでも不可欠な施設でありますので、その復旧に向け、甚大な被害を受けた地域の実情に鑑み、国の支援策の活用にあたって柔軟な対応をいただくよう要望いたします。

## (2) 森林・林業振興

- ① 大きな被害を受けた森林について、喫緊の2次被害対策、緑化を含む恒久的な治山等の必要な対策を明確にするとともに早期に講じられるよう要望いたします。
- ② 壊滅的な被害を受けた森林作業道の復旧や開設にかかる地元負担の軽減を図るため、森林環境保全事業の補助率の嵩上げを要望いたします。
- ③ 震災により発生した倒木について、有効利用を図るための林業・木材産業構造改革事業による設備や機械の整備等への支援の拡充を要望いたします。

(3) 商業

- ① 商店や中小・小規模企業の早期復旧・復興に向けて税制上の優遇措置や融資、グループ補助金の適用など、経営の安定に向けた支援策を要望いたします。
- ② 民間事業所敷地内の倒木や堆積土砂の撤去等の費用に対する新たな支援制度の創設や支援策について要望いたします。

(4) 医療施設

地域医療を担う民間医療機関の早期復旧について、医療施設等災害復旧費補助金における補助対象施設の適用範囲の拡大や補助率の嵩上げ、非常電源設置など防災対策に資する改良復旧に向けた支援を要望いたします。

(5) 公共施設等

- ① 早来中学校の仮設校舎建設に伴う補助採択や補助率の嵩上げとともに、老朽化した早来小学校と統合した「早来小中一貫校」建設に伴う補助採択と補助率の嵩上げ、さらに、地割れや液状化により被害を受けた野球場等の公共施設の復旧にかかる支援について要望いたします。(安平町)
- ② 半壊の被害を受け、住宅としての使用継続が困難とされた道立鶴川高等学校の生徒寮について、災害救助法に基づく応急仮設住宅としての設置をお願いいたします。また、寄宿生活の早期再建に向け、工期の短縮が可能なモバイル型住宅を連結した寄宿舎タイプによる仮設寮の設置を要望いたします。(むかわ町)
- ③ 被災した歴史的建築物や町指定文化財の再建・継承・活用・除却等に対する支援を要望いたします。(むかわ町・安平町)
- ④ 甚大な被害を受けた富里浄水場の復旧に必要な調査や設計等は、技術的、体制的、財政的な面から厚真町で対応できる範疇を大きく超えるものでありますので、調査設計費についても補助対象とするよう要望いたします。(厚真町)
- ⑤ 災害時の避難場所ともなる公園の多くが今回の災害により甚大な被害を受けました。都市計画区域内の公園施設等については、都市災害復旧事業制度の活用が可能ですが、都市計画区域外となる公園施設等については対象外となることから、当該制度に係る対象施設の要件緩和や支援策について要望いたします。

(6) 宅地堆積土砂の排除および宅地耐震化推進事業

- ① 宅地に堆積している土砂の排除について、堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業）による十分な額の予算措置と都市計画区域外における宅地についても対象とするよう要望いたします。
- ② 地震により被害を受けた造成宅地について、再度の災害による被害拡大を防止する対策が急務であることから、宅地耐震化推進事業の十分な予算確保を要望いたします。
- ③ 宅地の地盤亀裂や宅地擁壁の損壊による被害に対する新たな支援制度の創設や財政支援について要望いたします。

**(7) 災害廃棄物処理**

災害廃棄物等処理事業において、大規模半壊および半壊家屋の解体費用についても全額補助対象としていただくよう要望いたします。また、発災2年目以後の災害廃棄物処理についても、現年災と同様に事業の適用が受けられるよう柔軟な対応をお願いします。

**(8) 情報通信基盤**

災害時の情報収集、発信を安定的に行うため、光ファイバーの未整備地区における通信基盤整備の促進や既存通信基盤の強化について必要な支援・対策を要望いたします。

**(9) 人的支援**

被災した3町においては、緊急性の高い膨大な件数の復旧工事並びに産業廃棄物処理に対処しなければならず、調査・設計・発注・工事監理などの業務に携わる人材が不足しているため、国の技術的及び人的支援を要望いたします。

**2 被災者への支援****(1) 応急仮設住宅の入居者に対する支援**

応急仮設住宅、みなし応急仮設住宅へ入居を余儀なくされている入居者に対する見守りや生活相談支援を行う生活支援相談員の配置に関し、財政負担の軽減を図るため、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金および生活困窮者就労準備事業支援事業費等補助金における人口を基準とする国庫補助基準額の拡大を要望いたします。

**(2) 住宅の確保・移転・再建に対する支援**

① 応急仮設住宅、みなし応急仮設住宅入居者の供与期間終了後における恒久的な住宅確保について、災害公営住宅の早期整備に向けた支援をお願いします。また、激甚災害法における罹災者公営住宅建設等事業に対する補助特例の適用について、指定基準の緩和など地域の実情に応じた柔軟な対応を要望いたします。

② 罹災者公営住宅の入居者資格において、被害程度の区分の緩和と収入分位の緩和について要望いたします。

③ 土砂の流入等の被害を受けた地域や2次災害の危険がある地域などの居住に相当ではない区域において、住居の移転を希望する住民のための新たな住宅地の造成や改良住宅の建設等、移転者の支援事業について要件等の緩和や補助率の嵩上げ、早期整備に向けた支援を要望いたします。

**3 復興計画の策定支援**

震災からの復旧、復興に向けた歩みを着実に進めてしていくために必要な復興計画の策定・推進に対し、国の支援を要望いたします。

**4 復旧・復興に対する財政支援**

① 被災3町では、災害復旧事業に伴う莫大な財政需要や税の減収などにより危機的

な財政状況に陥ることが懸念されることから、特別交付税の重点配分をはじめ、十分な地方財政措置が講じられるよう要望いたします。

- ② 発災年度以降の地方債借入における充当率の減少は、大きな財政負担となりますので、過年災に対する災害復旧事業債について現年災同様の充当率となるよう要望いたします。
- ③ 生活再建や伝統・文化の再建など種々の課題に迅速かつ柔軟に対応するため、復興基金の創設支援と財政措置について要望いたします。

#### ■ 要望書(令和元年9月27日)

北海道知事 鈴木直道 様

平成30年北海道胆振東部地震に関する要望

令和元年9月

平成30年9月6日に発災した北海道胆振東部地震から1年が経過しました。

被災地域では、道をはじめとする全国各地から数多くのご支援をいただきながら、道路や河川などの公共土木施設に係る応急復旧や、応急仮設住宅や福祉仮設住宅等、被災された方が安心して元の生活に戻れるよう生活再建に向けた取組を中心に進めてまいりました。

また、その間、道においても被災者への支援や、災害復旧事業等に対する予算措置など、被災自治体の実情や地域の声を踏まえた迅速な対応をいただいておりますが、復旧・復興の早期実現に向けては、道による一層の支援が必要な状況にあります。

被災者が安心して元の生活を取り戻し、被災地域の更なる発展につながる復興が実現できるよう、必要な予算の確保や、復興を推進する上で必要な人的支援等について、特段の配慮をお願いするとともに、被災3町が行う国への要望について、引き続きお力添えくださいますようお願いいたします。

令和元年9月27日

厚真町長 宮坂 尚市朗

安平町長 及川 秀一郎

むかわ町長 竹中 喜之

#### 1 住まい・くらしの速やかな再建

##### (1) 加配教員措置等の継続

震災から1年経過した現在でも、精神的に不安定な児童生徒もおり、また、児童生徒の家庭の中には、仮設住宅へ入居するなど、生活環境が大きく変化した家庭もあります。

教職員は、児童生徒の心のケアや家庭状況の変化に伴う保護者への対応など業務量が増加しております。

不安を抱える児童生徒、保護者への適切な対応を長期的に継続し、児童生徒の心の安定を図るため、加配教員の措置及びスクールカウンセラーやスクールサポートスタッフの配置について継続いただくことを要望します。

#### (2) 道立鶴川高等学校・新生徒寮の確保（むかわ町）

今回の震災において、むかわ町が設置している道立鶴川高等学校の生徒寮は、半壊の被害を受け、使用継続が困難とされていることから、現在、仮設生徒寮を設置しておりますが、仮設入居期限（令和3年1月）以降の生徒寮の確保が課題となっております。

高校を核とした地域の活性化や交流人口の拡大等を進める上で、生徒寮は必要不可欠なものでありますことから、生徒寮の確保が可能となるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応を要望します。

## 2 ライフラインやインフラの本格的な復旧

### (1) 道路の維持補修

復旧工事の本格化にともない大型車両の往来が増加し、道路のいたるところに亀裂・段差・不陸等の痛みが生じています。また、それを起因とする振動や騒音が発生し、沿道の住民にとって大きな精神的負担となっております。

道道について、これらの振動や騒音を軽減するため、早急な維持補修（摺り付けやオーバーレイなど含む）などの対策を要望します。

### (2) 情報通信インフラの強靱化（むかわ町）

今回の震災により、町の防災・情報環境は甚大な被害を受けており、防災行政無線をはじめとする情報通信インフラに課題があることが顕著になりました。

国において、災害により強いまちづくりに向けた通信の強靱化に必要な予算の確保と、被災地域の実情に応じた柔軟な制度運用が図られるよう、お力添えをいただくことを要望します。

### (3) 教育施設の復旧（安平町）

現在、早来中学校は、仮設校舎での教育活動を行っており、老朽化している小学校との一体化による「義務教育学校」建設として早急な復旧を目指しており、公立学校施設整備費国庫負担金の採択に向けてお力添えをいただきますよう要望します。

また、被災地域の実情を勘案いただき、令和元年度までとなっている学校施設環境改善交付金のグラウンド整備事業（屋外教育環境の整備）に係る国庫補助時限の延長及び採択に向けてお力添えをいただきますよう要望します。

### (4) 歴史的建造物の活用（むかわ町）

今回の震災により、長年にわたり町民により受け継がれてきた歴史的建造物は甚

大な被害を受けており、被災地域の復興と地方創生の取組を着実に推進する観点から、早期の復旧が必要となります。

国において、歴史的建造物の活用等を図る上で必要な地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金等の必要な予算の確保と、被災地域の実情に応じた柔軟な制度運用が図られるよう、お力添えをいただくことを要望します。

(5) 大規模土砂災害の緊急的な対策（厚真町）

2級河川の日高幌内川上流部において大規模な地滑りが河川をせき止め、延長1.4kmのダム湖が出現しています。ダム湖周辺で更なる地すべりが発生すると段波により下流域に氾濫被害を引き起こすおそれがあることから、再度災害を防止するため、日高幌内川災害復旧事業の推進について、特段の配慮を要望します。

**3 地域産業の持続的な振興**

(1) 森林・林業振興（厚真町）

被災した森林の復旧は大規模かつ広範囲への対応となるため、実施主体が負担する事業費に対する手厚い支援を要望します。

また、甚大な被害を受けた町有林において、町が緑化等の森林回復を目的に行う試験を含めた事業の実施に対する財政支援を要望します。

加えて、震災によって寸断された路網の復旧や、代替となる路線の開設に向けた支援を要望します。

(2) まちなかの再建（むかわ町）

今回の震災により、むかわ町の商業店舗等は甚大な被害を受けており、地域経済の復興はもとより、住民生活の利便性向上や、地域一体となったコミュニティづくりを促進する観点から、町や商工会が中心となって地域を再生していく必要があります。

まちなかの再建等を図る上で、商業店舗の施設等の復旧が可能となる補助制度の創設等、必要な財政支援を要望します。

**4 復旧・復興に向けた支援**

(1) 財政支援

北海道胆振東部地震災害は、過去の大規模震災に比べて震災全体に係る被害額は小さいものの、被災3町の標準財政規模と比較して大規模なものであり、甚大な被害を受けております。

各町が策定する復興計画に基づく事業に対する地域づくり総合交付金の特定課題対策による支援策の継続実施及び予算枠の拡大、そして、被災地域の実情に応じた柔軟な制度運用が図られることを要望します。

また、国に対しては過去に発生した大規模災害と同程度の措置を要望しておりますが、被災3町が行う国への要望について、引き続きお力添えをいただくことを要望します。

## (2) 人的支援

被災3町においては、緊急性の高い膨大な件数の復旧工事や、震災からの復旧・復興に向けた歩みを着実に進めていくために必要な施工管理さらに、復興計画の策定・推進等、通常業務に加えた業務が発生しており、技術職を中心に職員が不足しております。

被災3町における状況を勘案いただき、技術的及び人的支援について、特段の配慮を要望します。

## ○ 北海道議会意見書

## ■ 意見案第1号(平成30年9月11日原案可決)

## 意見案第1号

## 平成30年北海道胆振東部地震に関する意見書

去る9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、マグニチュード6.7、厚真町で国内6例目となる道内観測史上最大の震度7、安平町とむかわ町で震度6強など、北海道の広い範囲で震度4以上を観測する極めて激しい地震であった。

この大地震により、広範囲で大規模な土砂崩れや地すべり、液状化現象などによる家屋の倒壊、道路の陥没等によって、多くの方々のとうとい命が奪われ、多数の方々が負傷し、今もなお多くの被災者の方々が不安や心労を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされている。

地震発生後、北海道全ての世帯295万戸で停電が発生し、全ての道民が被災者となる事態となり、広い地域で断水・電話の不通、さらには、新千歳空港を発着する国内線・国際線全便の欠航、北海道新幹線、在来線、札幌市営地下鉄、各路線バス等の主要な交通機関全てが運休に追い込まれるなど、ライフラインが断絶する被害となり、道民生活に甚大な影響を及ぼした。

北海道議会としても、一日も早い被災地の復旧復興に向け、全力で取り組むことを期するものである。

北海道では、速やかに災害対策本部を設置し、被災市町村と一体となって、関係機関の協力のもとに被災者の救助や支援に当たるなど、復旧に向けた最大限の各種対策を行ってきているところであるが、災害が激甚かつ大規模であるため、総合的な対策を速やかに講ずる必要がある。

よって、国においては、住民の一刻も早い生活の安定や災害の早期復旧などが進められるよう、次の事項について早急かつ万全の対策を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 北海道胆振東部地震に伴う災害について早期に激甚災害指定を行うこと。

### 第3 災害応急対策等

- 2 本道及び道内市町村の応急対応や復旧復興に要する経費を初めとする災害復旧対策に対して十分な財政上の支援措置を講ずること。
- 3 住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 4 停電等に伴う被害が甚大な農林水産業やその関連加工製造業並びに商工業者等、被災中小企業に対する円滑な資金融通なども含め、早期復旧に向けた総合的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣(防災)

各通

北海道議会議長 大谷 亨

#### ■ 意見案第2号(平成30年10月10日原案可決)

##### 意見案第2号

平成30年北海道胆振東部地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

平成30年9月6日午前3時7分、北海道胆振地方中東部を震源地とする、マグニチュード6.7、厚真町で道内観測史上最大の震度7を初め、安平町とむかわ町で震度6強など、北海道の広い範囲で震度4以上を観測する極めて激しい地震が発生した。

この大地震により、広範囲で大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、震源地に近い道内最大規模の火力発電所の緊急停止による道内全域の停電、いわゆるブラックアウトが我が国史上初めて引き起こされ、停電等に伴う主要交通機関の運休、断水、電話の不通などライフラインが断絶する未曾有の危機的事態となり、道民生活や経済社会活動

はもとより、農林水産業やその関連加工製造業、商工業の産業などに広範かつ甚大な影響を及ぼした。

こうした事態を踏まえ、国は、平成30年北海道胆振東部地震を激甚災害に指定するとともに、予備費の活用等により一日も早い復旧・復興に向けた総合的な対策に取り組んでいるところであるが、例えば、公共土木施設災害復旧事業等においては、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体（以下、「特定地方公共団体」という。）に限って国庫負担率のかさ上げ等の特別措置が適用されるため、本道への適用についてはその見通しが立たない現状がある。

本道においては、公共土木施設を初めとする災害復旧事業のみならず、児童生徒等を含めた中長期にわたる被災者への支援、全域停電等に伴う産業被害からの復興事業、本道の食や観光産業における深刻な風評被害の払拭、さらなる防災・減災の取り組みの推進など、極めて厳しい財政状況の中にあっても、こうした道民の命・生活・産業を守る緊急対策を早急に講じていくためには、国からの万全な財政措置が必要不可欠である。

よって、国においては、住民の一刻も早い生活の安定や被災地の早急な復旧・復興、産業経済の回復に向けた取り組みなどが進められるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 補正予算の早期成立等により、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの特別な財政措置を速やかに講ずること。
- 2 本道及び道内市町村の応急対応や復旧復興に要する経費について、別枠措置を含めた特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、十分な地方財政措置を講ずること。
- 3 激甚災害制度における「被害の大きさが標準税収入の一定割合以上」とする特定地方公共団体の基準については、激甚災害に対応するための財政需要が莫大になることなどに鑑み、基準を撤廃するなどの抜本的な見直しを行うこと。
- 4 宿泊客の大量キャンセル等が発生し大きな影響が生じている本道の食・観光産業の早期回復に向け、国内外観光客の観光需要を喚起する取り組みをさらに実施するなど、観光立国北海道の復興に向けた支援措置を講ずること。
- 5 大規模停電の徹底した原因分析や技術的検証を行うとともに、再び繰り返されることのないよう送電網等の電力基盤の整備拡充による発電施設の分散化や北海道本州間連系設備のさらなる増強を行うなど、エネルギー安定供給体制の強靱化を図ること。
- 6 今回の地震発生メカニズムや断層帯の活動特性を解明するための調査研究を推進し、今後の地震観測体制の一層の整備充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日